

第2章 検証① 景観政策の実施状況

<p>検証①</p> <p>景観政策の 実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観政策による町並みや建造物の様子や変化について把握します。 ● 景観政策の各施策について、申請件数の推移などを含めて、その実施状況を把握し、分析します。 ● 景観に関する京都市の取組なども紹介します。
<p>実施状況</p> <p>検証②</p> <p>景観政策による 建築活動等への 影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観に関する京都市の取組なども紹介します。 ● 景観政策の実施によって、土地の価格や住宅の着工の動向などにどのような影響を与えているのかを把握し、分析します。 ● 景観に関する事業者の取組なども紹介します。
<p>検証③</p> <p>景観政策による 市民意識への 影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観政策の実施によって、景観に対する市民の意識がどのように変化しているのかを把握し、分析します。 ● 市民が良好な景観づくりに向けてどのように取り組んでいるのかを紹介します。

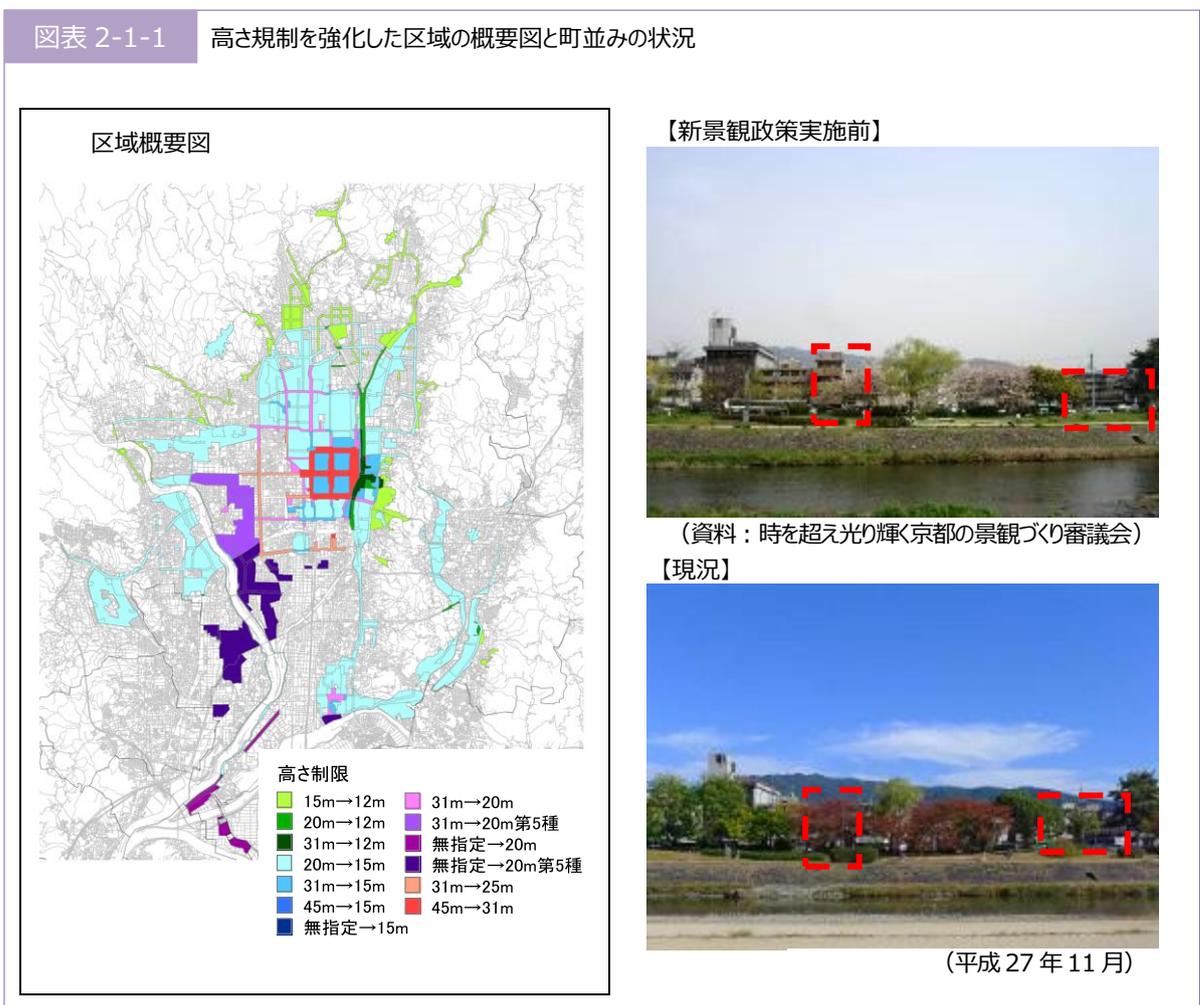
1. 「建築物の高さの規制」

建築物の高さについては、都市全体の景観イメージの形成に大きな影響を及ぼすものであり、とりわけ、盆地を中心に市街地が形成されている京都市においては、周囲を取り巻く山並みとの関係の中で、建築物の高さを考える必要があります。そのため、商業・業務の中心地区である都心部の建築物については一定の高さを認めつつも、この都心部から三方の山すそに行くに従って、次第に建築物の高さが低くなるような空間構成を高さ規制の基本とするとともに、風情ある町並みとの調和や土地利用にも配慮することを方針としています。

(1) 高さ規制を強化した区域の町並み

平成19年9月以降、新たな高さ規制の下で、建築活動が進んでいます。

図表 2-1-1 高さ規制を強化した区域の概要図と町並みの状況



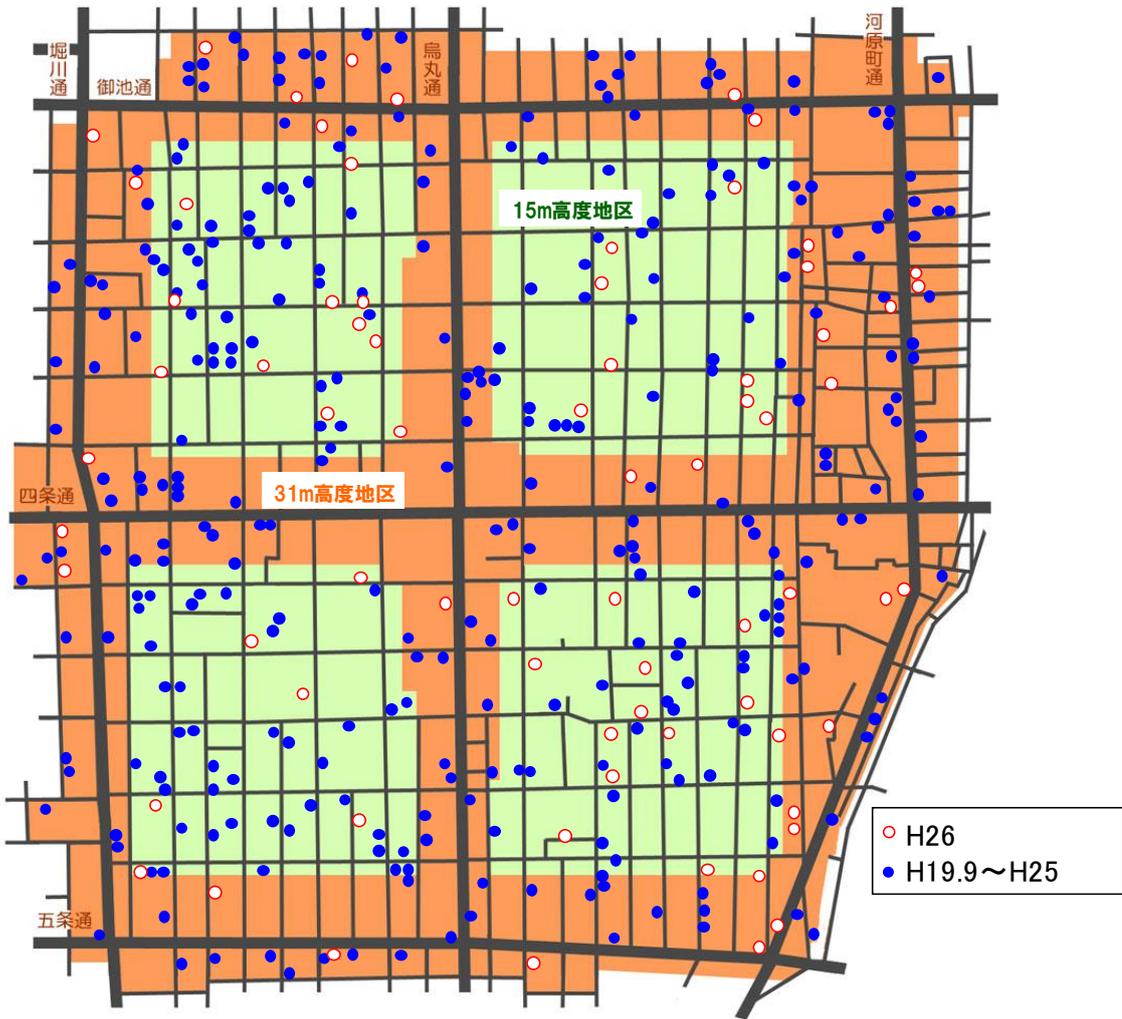
写真は、丸太町橋の南側の鴨川右岸河川敷から東山を眺めた町並みです。左から四つ目の建築物と右端の建築物が建て替わっており、東山の稜線がよく見えるようになっています。

(2) 田の字地区等における建築活動の動向

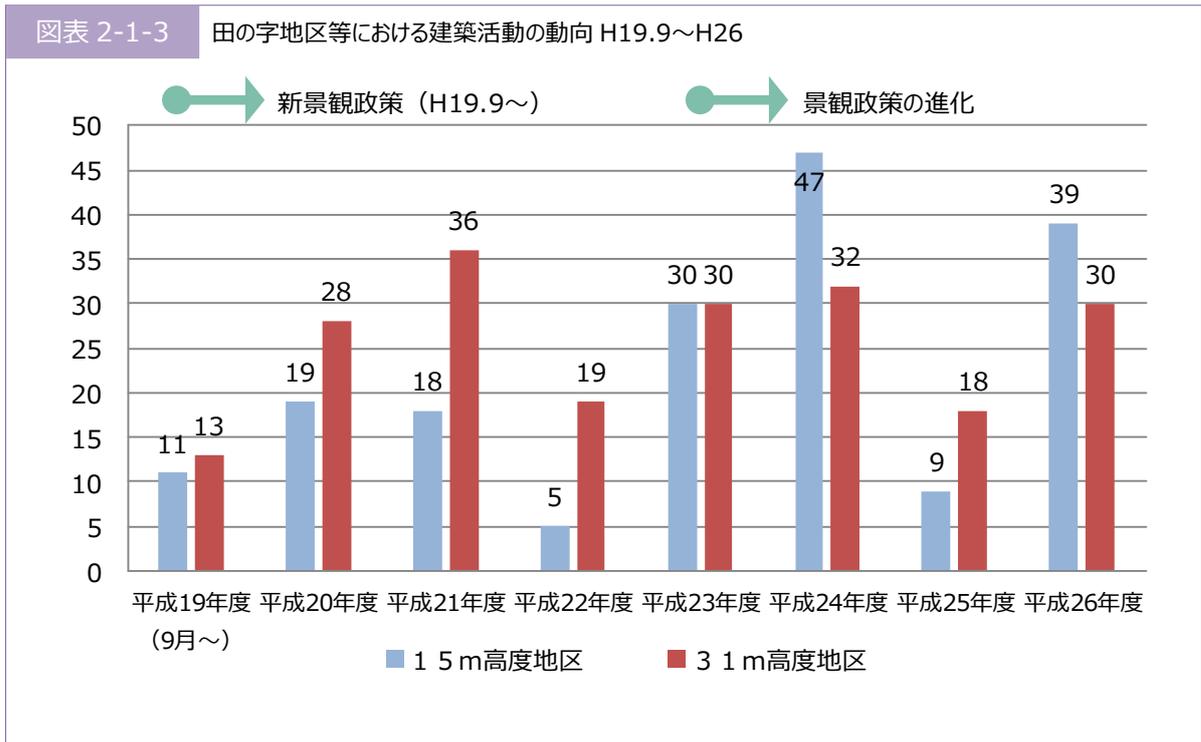
新景観政策での高さ規制の見直しで、特に規制強化をした、京都らしい市街地景観を残す田の字地区（河原町通、烏丸通、堀川通、御池通、四条通、五条通の幹線道路沿道）とそれらに囲まれた区域での建築活動による町並みの変化を継続的にみてみます。

平成19年度以降、毎年度多くの建築活動が見られます。平成26年度についても、31m高度地区、15m高度地区ともに建築活動が見られます。特に、規制強化の厳しい15m高度地区においても、建築活動が活発であることがわかります。

図表 2-1-2 田の字地区とそれらに囲まれた区域における建築活動の状況



- ※ 京都市建築行政情報システムを基に、確認済証が交付されたものを年度別にプロットした。
- ※ 工作物、軽微な増築、用途変更は除く。



(3) 高度地区の特例許可の状況

平成19年度以降、新築4件、既存建築物への増築9件を許可

京都市では、地域や都市の景観の向上に資する建築物、都市機能の整備を図るうえで必要な建築物等を対象として、良好な景観の形成や市街地環境に十分考慮したうえで、一定の範囲で高さの制限を超えることを認める特例許可制度を設けています。

新景観政策実施以降、平成26年度末までに、以下に示す物件について許可を行いました。

図表 2-1-4 高度地区の特例許可の事例

許可年度	建築行為の種別	事例
H19年度	—	—
H20年度	新たに高さ規制を超える新築 (※1)	● 京都大学吉田キャンパス病院構内における整備計画 ・高度地区：20m 第1種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：30.990m
	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築 (※2)	● COCON 烏丸ビルにおける自転車置場の増築計画 ● 頂法寺会館別館 WEST18 建築計画 ● 国民生活金融公庫京都支店店舗改修計画
H21年度	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築 (※2)	● 京都医療センター病棟増築計画 ● 京都市立西陣中央小学校校舎増築計画 ● 京都ブライトンホテル増築計画
H22年度	新たに高さ規制を超える新築 (※1)	● 京都第一赤十字病院 3期・4期整備計画 ・高度地区：20m 第4種高度地区 (一部 15m 第1種高度地区) ・新たに建築する部分の高さ：24.41m 備考：本計画で新たに高さを超える部分は、既存棟との接続部の階段室のみ

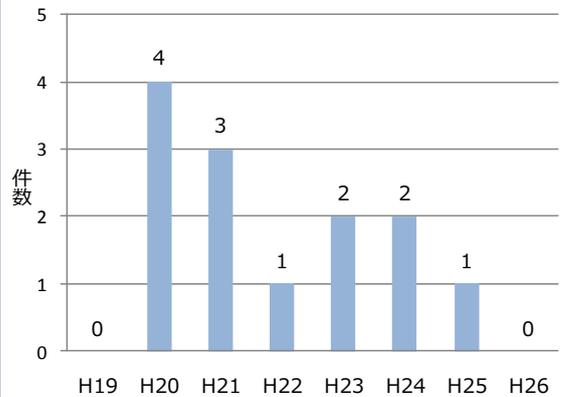
許可年度	建築行為の種別	事例
H23 年度	新たに高さ規制を超える新築(移築) (※3)	●片岡安設計の洋館の移築計画 ・高度地区：10m高度地区 ・新たに建築する部分の建築の高さ：11.36m
	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築(※2)	●洛陽総合高等学校における校舎整備計画 ・高度地区：15m第2種高度地区 ・新たに建築する部分の高さ：15m ・既存の建築部分の高さ：15.7m
H24 年度	新たに高さ規制を超える新築(※1)	●京都大学吉田キャンパス病院構内における新病棟整備計画 ・高度地区：20m第1種高度地区 ・新たに計画する部分の高さ：30.99m
	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築(※2)	●京都市立北総合支援学校校舎等整備計画 ・高度地区(計画部分)：20m第4種高度地区 ・新たに計画する部分の高さ：15.97m ・既存の建築物の高さ：19.98m
H25 年度	既存部分が高さ規制を越えている建築物への増築(※2)	●独立行政法人国立病院機構京都医療センター第2外来棟増築計画 ・高度地区：20m第1種高度地区 ・既存建築物の高さ：27.44m ・新たに増築する部分の高さ：11.83m
H26 年度	—	—

- (※1) 公共公益施設等で、十分に景観に配慮しつつ、機能の確保のために必要な建築物を建築するケースです。
- (※2) 高さ規制を超えている既存建築物や過去に特例許可を受けた建築物に、高さ規制を超えない範囲の増築をするケースです。
- (※3) 優れた形態及び意匠を有し、土地利用等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域又は都市全体の景観の向上に資するケースです。

図表 2-1-5 京都大学吉田キャンパス病院構内における整備計画等 (平成20年度, 平成24年度)



図表 2-1-6 年度毎の特例許可の件数 (高度地区)



(4) 高さの最高限度を設定する地区計画の活用状況

ア 岡崎文化・交流地区地区計画 (決定年月日：平成24年2月1日)

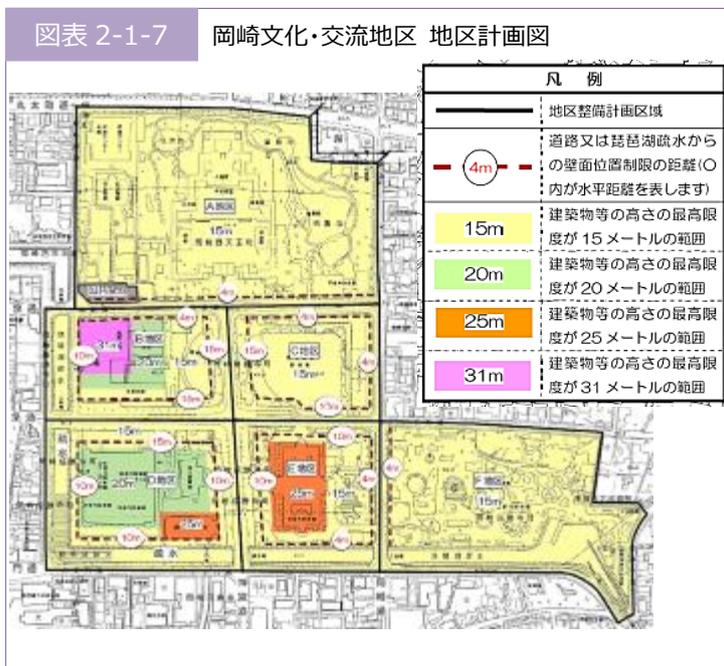
国の「都市景観100選」にも選ばれた岡崎地域において、優れた都市景観を構成する近代建築物や広々とした空間的魅力を将来へ保全継承するため、都市計画マスタープランの地域まちづくり構想に位置付けるとともに、地区計画手法を導入するなど、都市計画等の見直しを行いました。

岡崎文化・交流地区地区計画では、優れた都市景観・環境を将来に保全継承するとともに、文化・交流ゾーンとしての機能強化、更なる賑わいの創出を図ることを地区の目標として、地区施設や建築物等の整備方針のもと、地区整備計画を定めています。

地区整備計画では、将来にわたって、建物が建つことのないオープンスペースを確保するための地区施設を定めているほか、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を定めています。

その中で、建築物等の高さの最高限度では、岡崎地域に根付いている文化・交流施設について、時代のニーズに合った機能更新を図り、今後も広く市民の皆様に使いつけていただくことによって、岡崎地域の広々とした空間的魅力を将来に保全継承していくため、15mの高さ制限を基本として、各施設の機能更新に必要とされる高さ(※)を、既存の建物の必要最小限の範囲において定めています。

- ※ 1) 京都会館(既存約27.5m) → 20m及び31m
- 2) 京都国立近代美術館 及び 京都市美術館(既存約24.5及び22m) → 25m
- 3) みやこめっせ 及び 府立図書館(いずれも既存約20m) → 20m

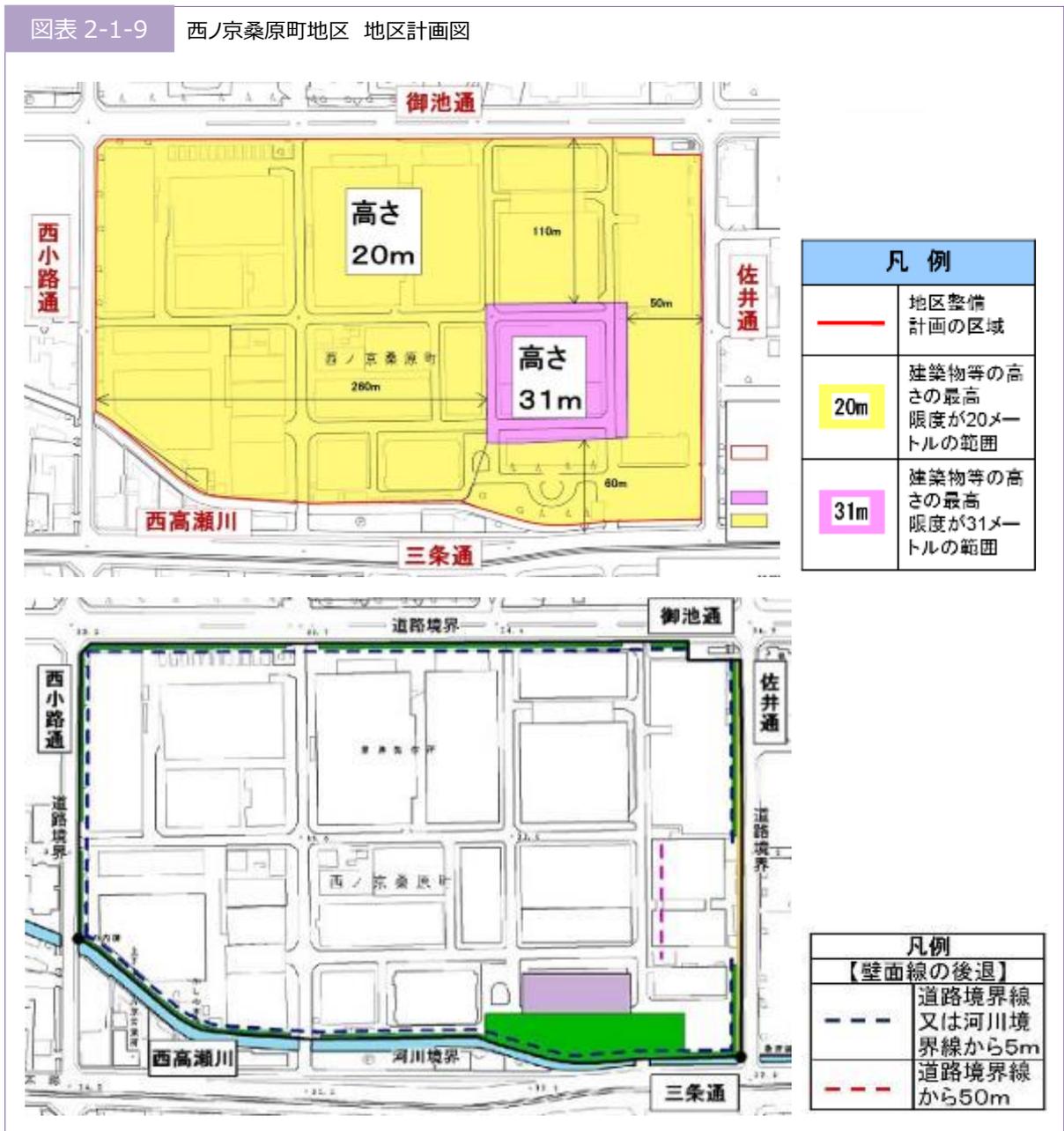


イ 西ノ京桑原町地区地区計画（決定年月日：平成24年8月7日）

西ノ京桑原町地区では、都市計画マスタープランにおいて、ものづくり都市を支える活力ある工業地の形成のため、操業環境の保全・向上や生産機能の高度化を図る、ものづくり拠点と位置付けられており、生産機能の高度化・集約化を誘導しつつ、緑豊かな潤いのある町並みを形成し、ものづくり都市・京都を代表する良好な環境の形成・維持向上を図ることを目標とする地区計画が定められています。

生産機能の高度化と研究・開発・工場及び顧客対応施設の集約化を図るため、地区中央に高度地区の高さの最高限度を超える範囲を設けるとともに、敷地内緑化を促進するなど、周辺環境と調和した土地利用を図るため、壁面の位置の制限等を行っています。また、建築物等の形態意匠は、ものづくり都市・京都を先導するにふさわしいものとし、環境負荷の低減に努め、地区内の建築物相互の調和を図り、周辺地域の良好な景観形成に寄与するものとしています。

図表 2-1-9 西ノ京桑原町地区 地区計画図



2. 「自然・歴史的景観の保全」

盆地景を基本とした京都の自然景観は、三方を山々に囲まれ、その内部に川筋のある特徴的なものであり、先人たちが原風景として捉えてきた京都の景観の基盤とも言うべきものです。また、山ろく部を中心に著名な社寺や史跡等の歴史的資産が数多く集積しており、風情豊かな歴史的景観を生み出しています。

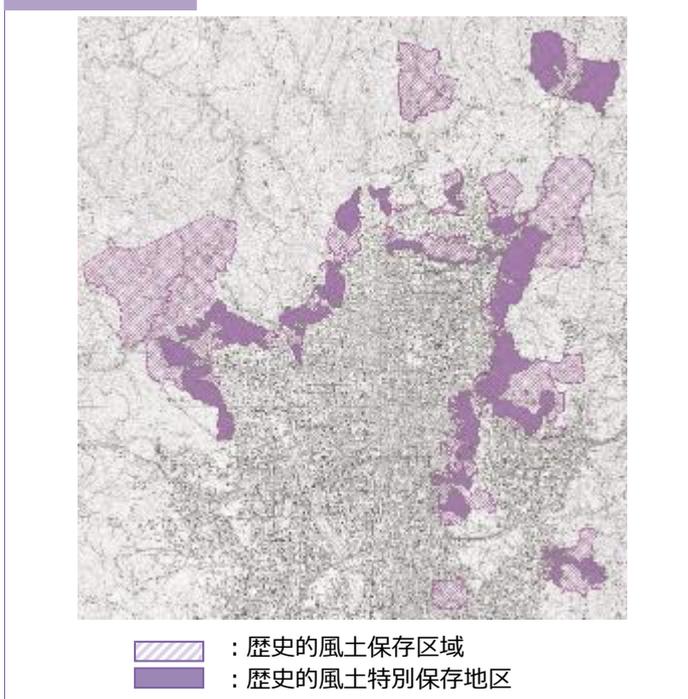
京都市では、この優れた自然的、歴史的景観を保全するために、「歴史的風土の保存」「風致景観の維持」「自然風景の保全」等の観点から、それぞれ基本方針を定め、それに基づく各制度を定めて活用しています。

(1) 許認可の件数の推移

ア 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

山ろく部に集中する数多くの歴史的資産と、その背景にある三山の恵まれた自然的環境が一体となって形成する歴史的風土を保存

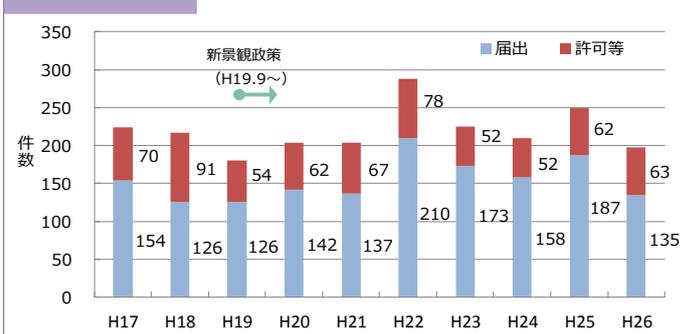
図表 2-2-1 歴史的風土保存区域指定概要図



京都市では、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（通称：古都保存法）」に基づき、三方の山並みや、その山すそ部等の地域で、歴史的に意義が高く、景観上も重要な地域が「歴史的風土保存区域」に指定されたことを受け、その中で特に重要な地域を「歴史的風土特別保存地区」に指定しています。

歴史的風土保存区域では、建築物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為を行うに当たっては、あらかじめ届け出なければなりません。また、歴史的風土特別保存地区では、通常維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ許可等を受けなければなりません。

図表 2-2-2 歴史的風土保存区域許可件数の推移



イ 風致地区

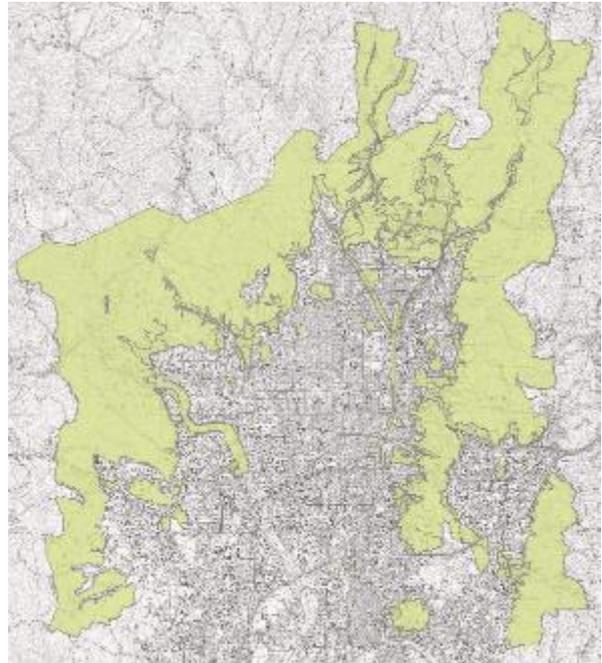
緑豊かな三方の山々と歴史的遺産の集積地、その山ろくに広がる緑多い住宅地の風致を保全

京都市では、緑豊かな山々と歴史的資産の織り成す優れた自然的景観や歴史的景観と、山すそから広がる緑豊かな住宅地を保全するため、「風致地区」を指定しています。

風致地区では、建築物及び工作物の形態意匠に関する共通の基準に加えて、建築物等の高さや建ぺい率の上限、敷地内の緑地の割合の下限等、地区の特性に応じた5段階の種別基準を定めています。風致地区内で建築物の新築や土地の形質の変更、木竹の伐採等の現状変更行為を行う場合には、あらかじめ許可を受けなければなりません。

平成19年度からは、世界遺産や離宮周辺など、風致地区の中で建築物の形態意匠などに特に配慮が必要な地域について、その地域の特性に応じた制限を行うために「特別修景地域」として指定する制度を実施しています。平成26年度末現在、市域の風致地区内で62箇所を特別修景地域に指定し、それぞれの地域の特性に応じたきめ細やかな制限を行っています。

図表 2-2-3 風致地区指定概要図



■ : 風致地区

図表 2-2-4 風致地区許可件数の推移



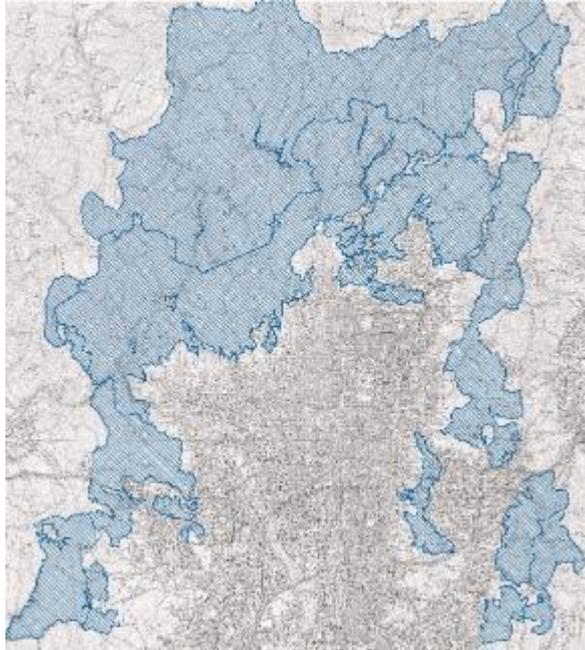
図表 2-2-5 特別修景地域の例

特別修景地域の名称 (所在区)	清水寺周辺特別修景地域 (東山区)
風致地区の規制に強化又は付加される許可基準	世界遺産・清水寺周辺では、歴史的な趣のある景観を保全するため、建築物は日本瓦ぶきの和風外観であり、地域全体の沿道景観の保全を図り、道路側に植栽、生垣、和風門、和風塀を設け、趣のある散策路の連続性を図ること。また、高台または市街地から眺望される地域では、建築物の高さや形態及び意匠、外構及び植栽について特に配慮すること。 (特別修景地域内に適用する許可基準第7条第30項)

ウ 自然風景保全地区

山紫水明と形容される，市街地から眺望される緑豊かな山並みの風景を保全

図表 2-2-6 自然風景保全地区指定概要図



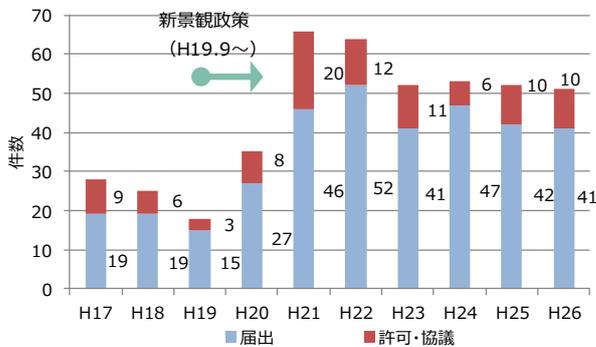
■ : 自然風景保全地区

京都市では，市街地からその背景として眺望される緑豊かな山並みの自然風景を将来の世代に継承するため，平成7年に京都市自然風景保全条例を定め，市街化調整区域の大半を「自然風景保全地区」に指定しています。

自然風景保全地区では，土地の面積に対する緑地の割合や建築物等の高さ等の基準を定めており，一定規模を超える現状変更行為を行う場合には，あらかじめ許可を受けなければなりません。

平成19年度からは，許可・協議対象範囲を拡大し，自然風景の保全に努めています。

図表 2-2-7 自然風景保全地区許可等件数の推移



(2) 新たに完成した建築物とその町並み

図表 2-2-8 新たに完成した建築物とその町並み

風致地区第3種地域の事例（左京区）

(建築物単体)



(町並み)



風致地区第3種地域の事例（西京区）

(建築物単体)



(町並み)



風致地区第3種地域の事例（北区）

(建築物単体)



(町並み)



(3) 自然・歴史的景観の保全の取組

ア 歴史的風土特別保存地区における取組

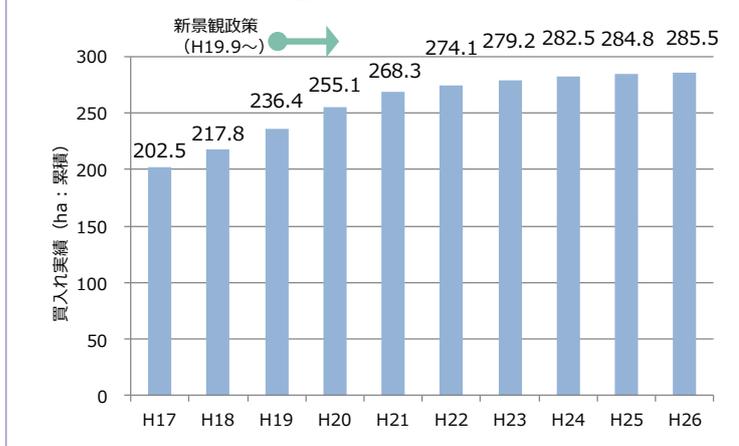
京都市では、古都保存法に基づき、歴史的風土特別保存地区内で、現状変更行為が不許可となった土地について、土地所有者からの申出を受けて買い入れ、歴史的風土を維持保存するための適正管理を行っています。

維持管理の内容

森林の下草刈, 枯損木の伐採, マツ枯れ木・ナラ枯れ木の伐倒駆除(くん蒸), 樹木剪定, ひろば等の除草・清掃, 立入防止柵・標識等の交換など

(4) 買入れの実績

図表 2-2-9 歴史的風土特別保存地区内での買入れの実績推移(累積値)



歴史的風土を維持保存するため、歴史的風土特別保存地区内において平成26年度までに、京都市が買入れた土地の面積は地区面積(2,861ha)の約10.0%となっています。

(5) 嵐山地区における取組

歴史的風土審議会の意見具申(平成10年3月)を踏まえ、買入地の有効活用として、平成25年度に「旧松室老人園芸ひろば」を「松室やすらぎの庭」として公園的に整備し、市民に開放している。

なお、松尾学区自治連合会と管理協定を締結し、門扉の開閉や日常的な維持管理を地域住民が実施している。

図表 2-2-10 「松室やすらぎの庭」整備計画平面図及び完成写真

整備計画平面図

平成26年4月開園

(6) 三山保全の取組

ア 京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン

三山（市街地を取り囲む東山・北山・西山の総称）の森林景観を守り続けるために、市民やNPO、事業者等とともに森林景観づくりを進めていくための指針となる「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」を平成23年5月に策定しました。

ガイドラインは、歴史的文化的資産と四季折々のきめ細やかに織りなす風景とが一体をなしている三山の山並みの景観を守り続けるため、森林が持つ様々な公共的価値を踏まえ、森林景観の保全・再生のための基本的な考え方を示し、目指すべき森林景観像を導き出すための手順と技術的な指針を示したものです。

図表 2-2-11

京都市三山森林景観保全再生ガイドライン



イ シンポジウム「三山におけるこれからの森林景観づくり」

平成23年度に策定された指針「三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づき、三山の現状と課題、森林が持つ価値、森林景観の保全・再生のための基本的な考えなどを、多くの方々に知っていただき、協働による森林景観づくりを推進していくため、シンポジウム「三山におけるこれからの森林景観づくり」を平成23年11月、平成24年12月、平成25年11月に開催し、市民やNPO、森林所有者など合計で約450名の方々に参加をいただきました。

シンポジウムでは「協働による森林景観づくり」を担う、市民・NPO・森林所有者・企業など、様々な立場の方々による、パネルディスカッションが行われ、後半では参加者の方々からの意見等も交え熱気あふれる催しとなりました。

図表 2-2-12

シンポジウムパンフレット



ウ 上賀茂本山における市民参加による植樹活動

北区の上賀茂本山において、三山が抱える課題や森林景観の保全・再生の大切さを共有しつつ、森林景観づくりの輪を広げるため、平成26年5月にアジサイやモミジなど季節感のある花木を中心に市民参加による植樹活動を行いました。

今後については、継続性のある地域主導型の「上賀茂本山の森林景観保全・再生計画」をワークショップ方式で策定し、この取組を京都市三山に広げ、市民協働での森林景観の保全を目指していきます。

図表 2-2-13

上賀茂本山での植樹活動



エ 急斜面地対策事業

平成24年度、25年度に108箇所の斜面基礎調査を実施しました。この結果を基に、対策を要するAランク判定の斜面地（27箇所）のうち、緊急に対応すべき7箇所を抽出し、対策工法を検討するための調査（詳細測量、ボーリング調査等）及び実施設計を行い、平成27年度にまずは、金閣寺歴史的風土特別保存地区区内で土砂崩壊防止施設整備に着手しました。

(7) 小倉山の森林再生に向けた事業計画の策定と小倉山再生プロジェクト支援協定の締結

図表 2-2-14 支援協定の締結



右京区嵯峨・小倉山において美しい森林景観を取り戻すため、地域組織や地元寺院の方々、森林に関する専門家及び行政による意見交換会を開催し、平成25年4月に「小倉山の森林再生に向けた事業計画」を策定しました。

また、この意見交換会の構成メンバーを中心に設立された「景勝・小倉山を守る会」と「三菱東京UFJ銀行」、「公益財団法人三菱UFJ環境財団」及び京都市の4者が、小倉山の優れた森林景観の再生に向けた夢や責任を共有するための「小倉山再生プロジェクト支援協定」を平成25年5月に締結しました。

図表 2-2-15 小倉山歴史的風土特別保存地区での植樹活動



「小倉山の森林再生に向けた事業計画」に基づき、平成25年度からは10箇年で四季の豊かな彩りを実感できる森林再生を目的とした除伐や間伐、シカの食害から苗木を保護するための獣害防止柵を設置するほか、マツ枯れ、ナラ枯れ被害木の伐倒及び植栽を行っています。また、「小倉山再生プロジェクト支援協定」に基づき、「景勝・小倉山を守る会」との協働による植樹活動も行っています。

3. 「市街地景観の整備」

京都市では、京都市固有の趣のある市街地の景観が市民にとって貴重な文化的資産であることから、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成に資する行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項、その他市街地景観の整備に関して必要な事項を定め、地域の特色を活かした市街地景観の「保全・再生・創出」を図っています。

(1) 認定・届出の件数の推移

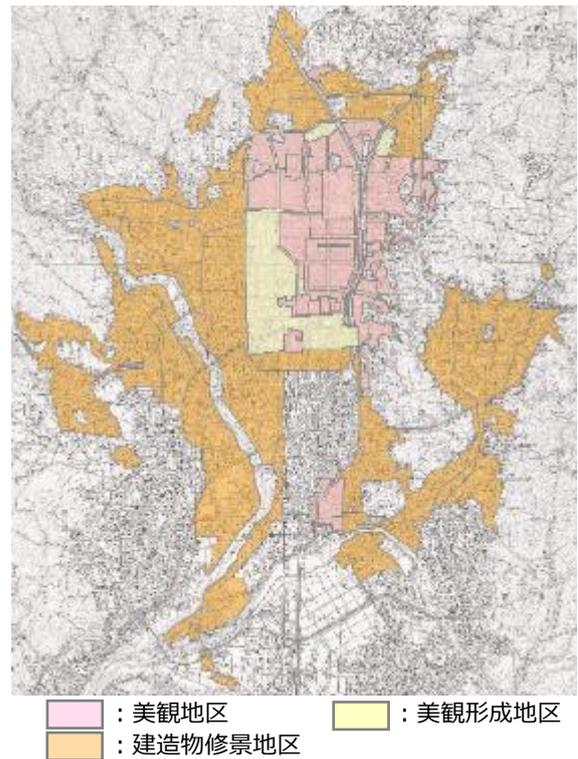
ア 景観地区

概ね昭和初期までに市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地を、景観形成の重点地域として「景観地区」に指定し、良好な市街地の景観を保全・創出

景観地区内で建築物を建てたり、屋根や外壁などの外観を変更したりする場合には、あらかじめその計画が景観地区のデザイン基準に適合していることについて認定を受けなければなりません。

認定の件数は、新景観政策により認定を求める対象を全ての建築物に拡大したことに加え、景観地区の指定区域を拡大したことに伴って大幅に増加しています。

図表 2-3-1 景観地区・建造物修景地区指定概要図



図表 2-3-2 景観地区の認定件数の推移



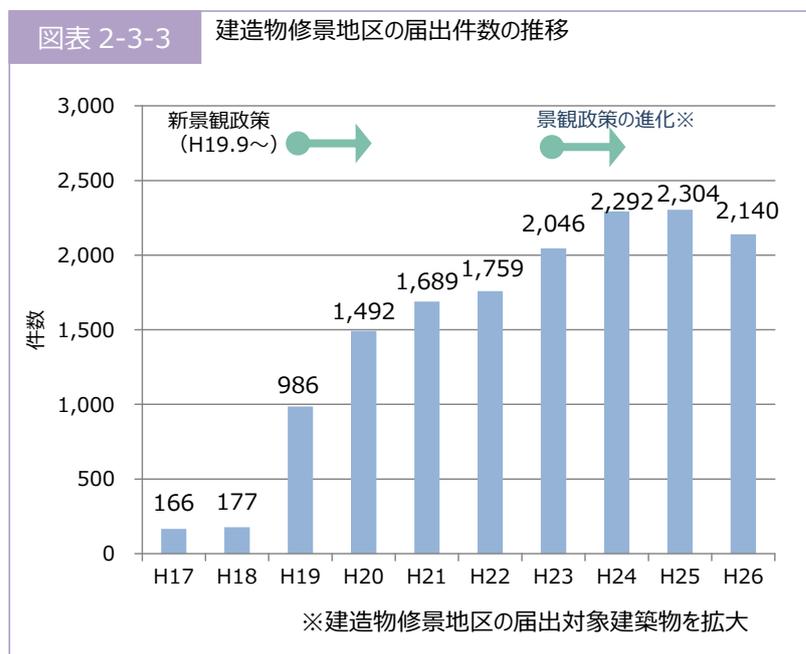
イ 建造物修景地区

風致地区及び景観地区以外の市街地の区域（一部区域を除く）を建造物修景地区に指定し、良好な市街地の景観を形成

建造物修景地区内で一定規模以上の建築物を建てたり、屋根や外壁などの外観を変更したりする場合には、あらかじめその計画の内容を届け出なければなりません。

届出の件数は、新景観政策により届出を求める対象を拡大したことに加え、建造物修景地区の指定区域を拡大したことに伴って大幅に増加しています。

平成19年度以降、平成25年度まで毎年度、届出件数は増加し、景観政策の進化によって、建造物修景地区の届出対象建築物を拡大した平成23年度以降は、毎年度の届出件数は、2,000件以上で推移しています。



(2) デザインの特例認定の状況

デザイン特例を8件認定（H19～26年度実績）

景観地区内における建築等の計画で、優れた形態意匠を有し、土地利用や建築物の位置等について総合的な配慮がなされていることにより、地域の景観の向上に資するものや、公益上必要な施設で、地域の景観に配慮し、その機能の確保を図るうえで必要があるものなど、一定の条件を満たすものについては、景観地区のデザイン基準を適用しないことができる特例認定制度を設けています。

新景観政策実施以降、8件のデザインの特例認定を行いました。

図表 2-3-4 景観地区におけるデザインの特例認定の実績

認定年度	事例
H19年度	・元京都市成徳中学校（増築） ・京都市伏見区総合庁舎（新築）
H20年度	—
H21年度	・民間研究施設（新築）
H22年度	・京都第一赤十字病院（増築）
H23年度	・宗教法人本門佛立宗第一佛立会館 ・国立大学法人京都大学駐車場
H24年度	・NHK新京都放送会館
H25年度	—
H26年度	・府立鴨沂高等学校

図表 2-3-5 景観地区におけるデザインの特例認定の事例～府立鴨沂高等学校～



外観デザインのポイント

- 新設する教室棟及び体育施設棟の形態意匠は、保存する本館棟のデザインを踏襲し、新旧校舎が調和した一体的な景観形成を図る。
- 外構では、御所に面した西側は積極的に緑化するとともに、一部既存樹木の保全を図り、塀は瓦をのせる和風形式を採用した。

適用を除外したデザイン基準（歴史遺産型美観地区）

- 特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること
- 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること（低層建築物の場合）
- 屋根材は原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒とすること
- 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること

(3) 新たに完成した建築物とその町並み

京都市内の各所で、新たなデザイン基準に適合した建築物が続々と建てられています。新景観政策実施以降、平成26年度末時点までに新築された建築物の一部を以下に御紹介します。

図表 2-3-6 新たに完成した建築物とその町並み

【美観地区】

■ 旧市街地型美観地区

● 基本方針

伝統文化や生活文化により培われた京町家を残す趣のある旧市街地にありながら、現代の都市活動が展開しており、京町家を中心とする和風を基調とした町並みを尊重しつつ、現代建築物が共存する景観を形成することを基本方針としています。

(下京区)

(建築物単体)



(町並み)



道路側から塀をセットバックさせることにより、塀の圧迫感を抑えつつマンションのプライバシーを確保し生活感が前面に出ないように配慮した。外観を構成する要素に丸瓦、格子戸、坪庭、石畳を取り入れ、京町家のイメージをデザインした。

■ 歴史遺産型美観地区

● 基本方針

世界遺産などの歴史資産及びその周辺から構成され、世界遺産などの歴史的資産や伝統的な町並み景観との調和に重点を置き、建築物の高さを抑えた中低層の建築物からなる町並み景観を形成することを基本方針としています。

(上京区) 一般地区

(建築物単体)



(町並み)



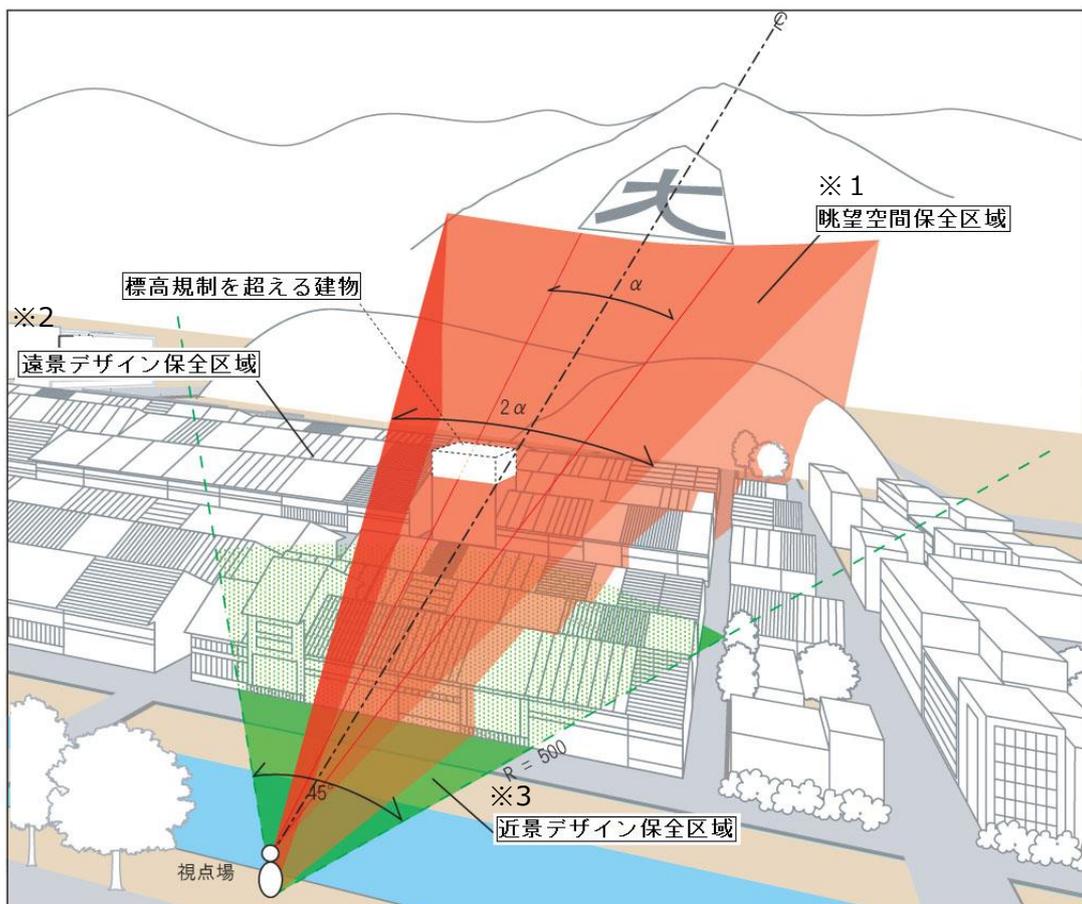
格子戸などの京町家の意匠を取り入れるとともに、隣接する建築物に軒庇や外壁面の位置を合わせ、通り景観の連続性に配慮しています。

4. 「眺望景観や借景の保全・創出」

京都の眺望や借景は、歴史的な建造物、河川等の自然環境、そして三方の山並み等が一体となって優れた景観を構成する眺望や、比叡山等の遠くの景観要素を庭園に取り込み、一体的な景観として捉える借景等、視界に入る全ての景観が重なり合って織り成す「景色」「風景」として捉えることができます。これらの数多くの「景色」「風景」が市域全域に広がり、それらが集合して京都の景観を構成する大きな要素となっています。さらに京都の眺望景観は、長い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものであり、見る側の文化的背景や感性も含まれたものとして捉えることもできます。

京都市では、これら先人たちによって守り継がれてきた数多くの優れた眺望景観や借景の中から特に重要なものとして38箇所を選定し、それらの保全、創出を図るため、平成19年9月から、京都市眺望景観創生条例に基づいて「眺望景観保全地域」を指定し、建築物等の標高規制やデザイン規制を行っています。

図表 2-4-1 眺望景観規制の概念図

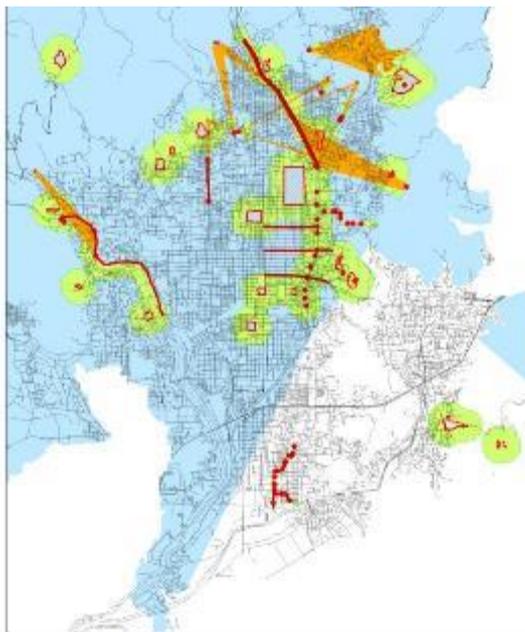


- ※1 眺望空間保全区域
視点場から視対象を眺めるとき、視対象への眺望を遮る建築物等の建築等を禁止する区域
 - ※2 近景デザイン保全区域
視点場から視対象を眺めるとき、眺望空間にある建築物等の形態及び意匠を制限する区域
 - ※3 遠景デザイン保全区域
視点場から視対象を眺めるとき、眺望空間にある建築物等の外壁、屋根等の色彩を制限する区域
(近景デザイン保全区域を除く。)
- (※1～3の区域を総じて「眺望景観保全地域」という。)

図表 2-4-2 38箇所眺望景観や借景

眺めの種類	保全すべき眺望景観・借景	保全区域		
		眺望空間	近景	遠景
境内の眺め <17箇所>	賀茂別雷神社（上賀茂神社），賀茂御祖神社（下鴨神社）， 教王護国寺（東寺），醍醐寺，仁和寺，高山寺，西芳寺， 天龍寺，鹿苑寺（金閣寺），龍安寺，本願寺，二条城， 京都御苑，桂離宮		○	
	清水寺，慈照寺（銀閣寺），修学院離宮		○	○
通りの眺め <4箇所>	御池通，四条通，五条通， 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り		○	
水辺の眺め <2箇所>	濠川・宇治川派流，琵琶湖疏水		○	
庭園からの眺め <2箇所>	円通寺	○	○	○
	渉成園		○	
山並みへの眺め <3箇所>	賀茂川右岸からの東山，賀茂川両岸からの北山， 桂川左岸からの西山		○	
「しるし」への眺め <7箇所>	賀茂川右岸からの「大文字」，高野川左岸からの「法」， 北山通からの「妙」，賀茂川左岸からの「船」， 桂川左岸からの「鳥居」， 船岡山公園からの「大文字」「妙」「法」「船」「左大文字」	○	○	○
	西大路通からの「左大文字」	○	○	
見晴らしの眺め <2箇所>	鴨川に架かる橋からの鴨川， 渡月橋下流からの嵐山一帯		○	
見下ろしの眺め <1箇所>	大文字山からの市街地		○	○

図表 2-4-3 眺望景観保全地域指定概要図



(1) 認定・届出の件数の推移

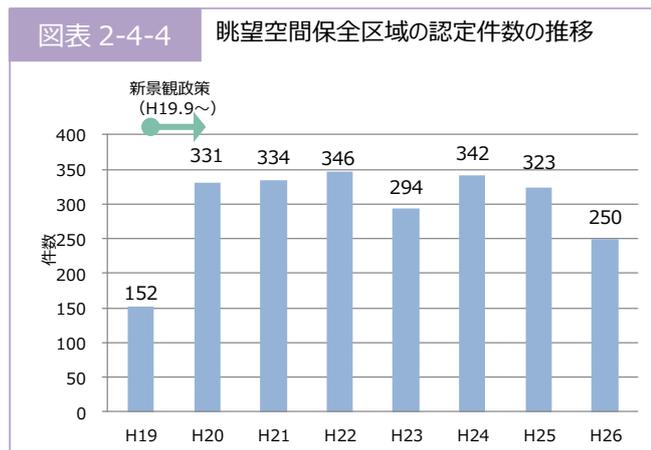
眺望空間保全区域及び近景・遠景デザイン保全区域における平成26年度までの認定件数等の推移及び眺望景観や借景の保全状況は、以下のア、イのとおりです。

眺望空間保全区域の認定件数は平成24年度以降減少しており、平成26年度は新景観政策実施後で最も少ない250件となりました。

なお、近景・遠景デザイン保全区域の届出件数は、平成23年4月から景観政策の進化により、①近景デザイン保全区域の視点場の範囲を境内や庭園の眺めを保全する部分に限定したこと、②地形等により視点場から視認不可で領域が明確に設定できる範囲や、視点場から3km超の範囲内の高さ10m以下の建築物及び工作物等は届出不要としたことから、1500件程度減少しました。

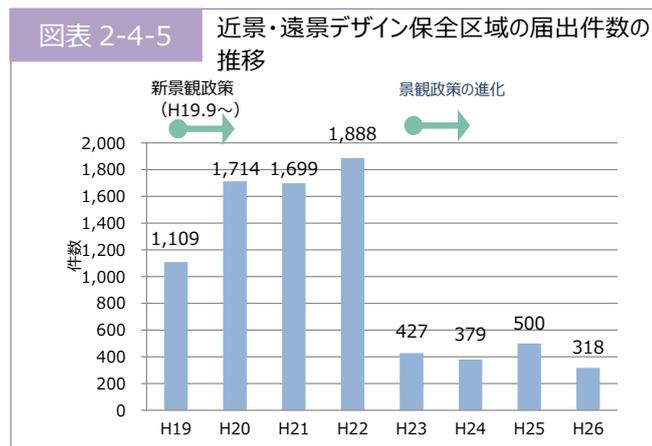
ア 眺望空間保全区域（認定）

視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等が超えてはならない標高を定める区域
建築行為等を行う場合にはあらかじめ計画について認定を受けることが必要



イ 近景・遠景デザイン保全区域（届出）

視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう形態、意匠、色彩についての基準を定める区域（遠景デザイン保全区域の基準は色彩のみ）
建築行為等を行う場合にはあらかじめ届け出ることが必要



(2) 許可の件数の推移

平成26年度末までに191件を許可

眺望景観保全地域内では、標高の制限を超えるものの視点場からはるか遠方に位置しているなど、眺望景観の保全上支障がないと認める場合には、許可の範囲で標高の規制を超えることを認めており、以下のような許可事例があります。

事例としては、「円通寺」を視点場とする眺望空間保全区域内における標高規制の特例許可が多くを占めており、地域の地形の特性が影響しています。

図表 2-4-6 眺望景観保全地域内における許可の事例

視点場	許可物件
「円通寺」	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート柱等の工作物 ● 一戸建て住宅 <p>※「円通寺」の眺望空間保全区域では、比叡山を庭園の中に取り込む円通寺「御幸御殿」の借景を保全するため、建築物の高さは「御幸御殿」の視点場の標高110.2mを超えてはならない。ところが、この地域の地形の特性上、低層な建築物でもこの標高の制限を超えてしまう場合がある。このようなケースでも、視点場からはるか遠く離れているなど、借景の保全に支障がないものについては許可している。</p>
「賀茂川右岸からの大文字」	<ul style="list-style-type: none"> ● 北大路橋の照明柱 ● 葵橋東詰の照明柱

(3) 眺望景観や借景の保全状況

眺望景観保全地域では良好な眺望景観が保全されている

代表的な眺望景観として、眺望景観保全地域の指定により標高規制等を行っている眺望景観を取り上げ、その保全状況を継続的に把握していきます。

図表 2-4-7 眺望景観の保全状況

賀茂別雷神社（上賀茂神社）

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



賀茂御祖神社（下鴨神社）

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



教王護国寺（東寺）

(指定当初)



(平成 27 年 9 月)



清水寺

(指定当初)



(平成 27 年 9 月)



醍醐寺

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



仁和寺

(指定当初)



(平成 27 年 9 月)



高山寺

(指定当初)



(平成 27 年 9 月)



西芳寺

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



天龍寺

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



鹿苑寺 (金閣寺)

(指定以前)



(平成 27 年 11 月)



(鹿苑寺提供)

(京都市撮影)

慈照寺（銀閣寺）

（指定当初）



（平成 27 年 10 月）



龍安寺

（指定当初）



（平成 27 年 10 月）



本願寺

（指定当初）



（平成 27 年 12 月）



二条城

（指定当初）



（平成 27 年 10 月）



京都御苑

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



修学院離宮

(指定以前)



(宮内庁京都事務所提供)

(平成 27 年 10 月)



(京都市撮影)

桂離宮

(指定以前)



(宮内庁京都事務所提供)

(平成 27 年 10 月)



(京都市撮影)

御池通

(指定当初)



(平成 27 年 11 月)



四条通

(指定当初)



(平成 27 年 11 月)



五条通

(指定当初)



(平成 27 年 11 月)



産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り

(指定当初)



(平成 28 年 2 月)



濠川・宇治川派流

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



琵琶湖疏水

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



円通寺

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



涉成園

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



賀茂川右岸からの東山

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



賀茂川両岸からの北山

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



桂川左岸からの西山

(指定当初)



(平成 27 年 11 月)



賀茂川右岸からの「大文字」

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



高野川左岸からの「法」

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



北山通からの「妙」

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



賀茂川左岸からの「船」

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



桂川左岸からの「鳥居」

(指定当初)



(平成27年10月)



西大路通からの「左大文字」

(指定当初)



(平成27年9月)



船岡山公園からの「大文字」

(指定当初)



(平成27年9月)



鴨川に架かる橋からの鴨川

(指定当初)



(平成27年10月)



渡月橋下流からの嵐山一帯

(指定当初)



(平成 27 年 10 月)



大文字山からの市街地

(指定当初)



(平成 27 年 9 月)



5. 「屋外広告物の規制」

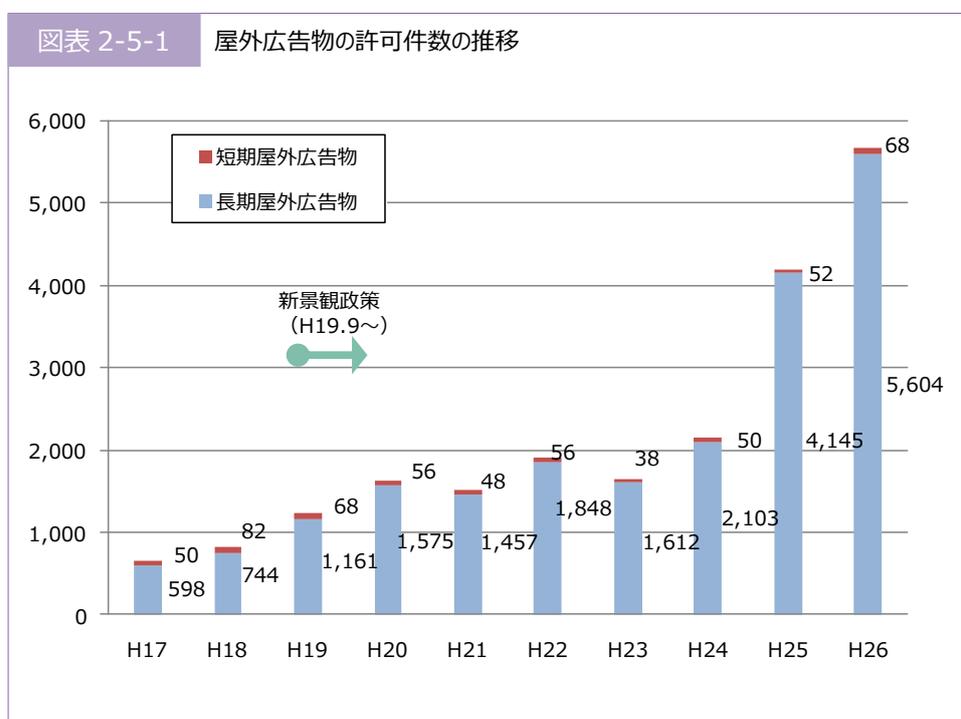
都市の景観は、自然や建築物だけでなく、あらゆる都市活動から生み出されるものであり、屋外広告物もその一つです。

京都市では、京都市屋外広告物等に関する条例に基づき、市内全域で屋外広告物規制区域等を指定し、地域ごとの景観特性に応じた屋外広告物に関する許可基準を定めるとともに、優良な屋外広告物に対する支援制度を設けることで、美しく品格のある都市景観の形成を図っています。

(1) 屋外広告物の許可件数等の推移

ア 許可件数

平成 25 年度から許可件数は大幅な増加



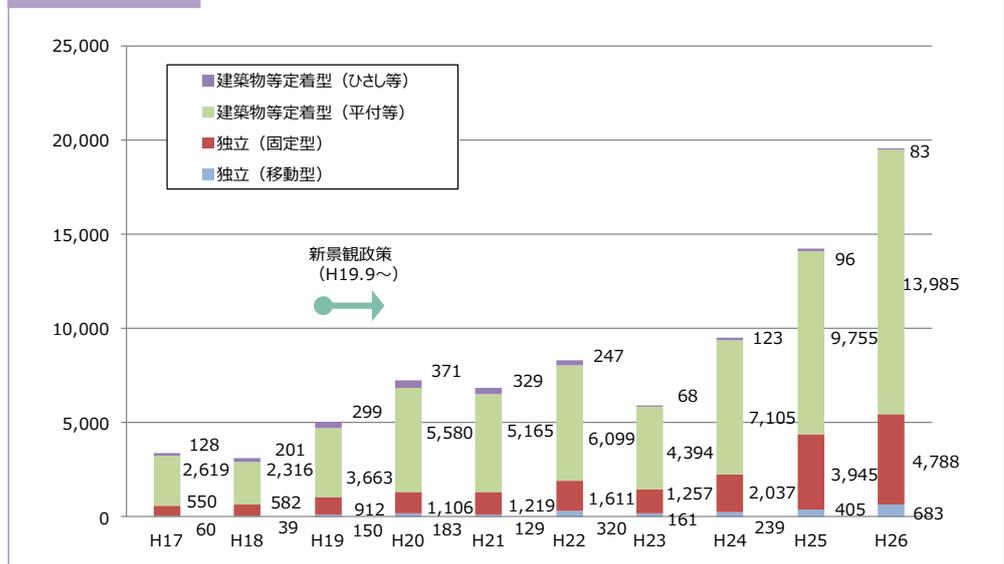
屋外広告物を表示するためには、あらかじめ許可を受けなければなりません。許可には、屋外広告物の種類によってそれぞれ有効期間が定められており、ポスターや立て看板などは3箇月以内（短期屋外広告物）、建築物などに定着させる屋外広告物などは3年以内（長期屋外広告物）となっています。

平成24年度からの屋外広告物対策の抜本的な取組の強化により、平成25年度以降の屋外広告物の許可件数は、それ以前と比べて大幅に増加しています。

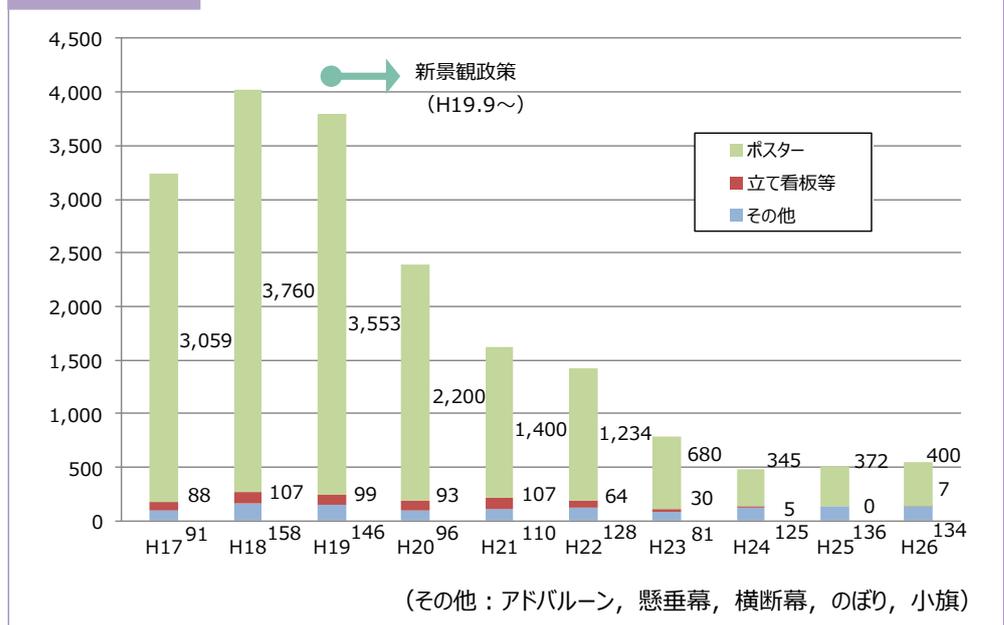
イ 許可個数

許可の大半を占めるのは、
長期屋外広告物では「建築物等定着型」、短期屋外広告物では「ポスター」

図表 2-5-2 長期屋外広告物の許可個数の推移



図表 2-5-3 短期屋外広告物の許可個数の推移

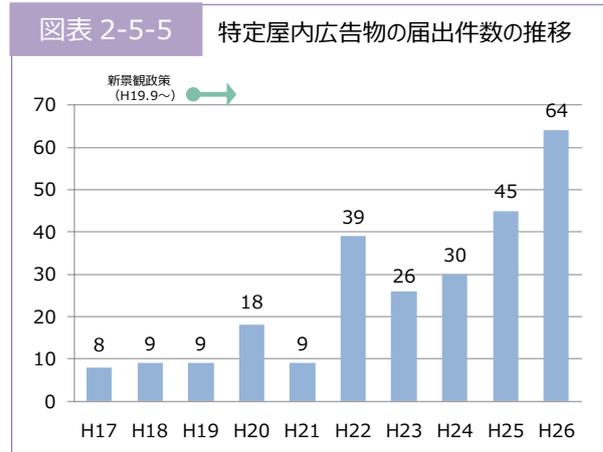
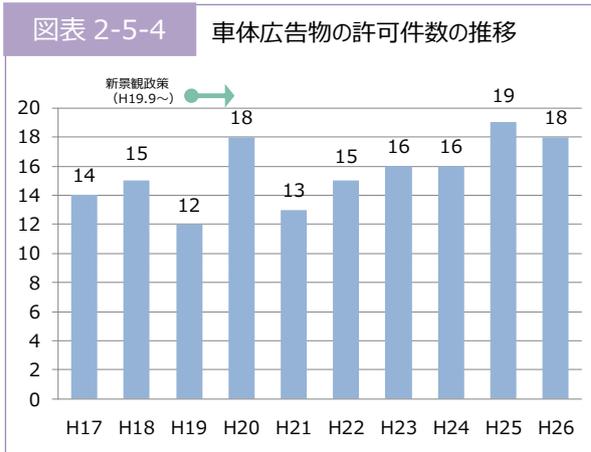


屋外広告物の許可申請では、複数個の屋外広告物をまとめて一度に許可申請されることもあります。許可物件を屋外広告物の個数単位で計上したものが上図です。許可の個数は、長期屋外広告物では建築物の壁面等を利用した「建築物等定着型」の屋外広告物が、短期屋外広告物ではポスターが大半を占めています。

ウ その他の広告物の許可

その他にも、あらかじめ許可が必要なものとして、市内を走る路線バスや鉄道などの車体に表示する「車体広告物」があります。

また、建築物の窓などの室内側から屋外に向けて表示する「特定屋内広告物」についても、事前に届け出を行っていただくこととなります。



(2) 屋外広告物の許可事例

京都市では、地域ごとの景観特性に応じて定められた、屋外広告物の「表示位置」や「大きさ」、「色彩」などのきめ細やかな基準に基づいて許可を行っています。

許可を受けた事例には、例えば、コンビニエンスストアや飲食店など、全国で展開しているチェーン店で見られる標準仕様の広告物のデザインを、京都市の基準に合うものにアレンジしていただいたものがあります。

図表 2-5-6 屋外広告物の許可事例（「京のサイン」から）



(ローソン 八坂神社前店)



(a u 京都駅前店)



(餃子の王将 七条烏丸店)



(フレスコ 東山安井店)

(3) 屋外広告物対策の抜本的な取組の強化

京都市では、歴史都市・京都のすばらしい景観を将来に引き継ぐため、平成19年9月1日に京都市屋外広告物等に関する条例を改正し施行しました。

平成24年度からは、屋外広告物適正化の取組を抜本的に強化し、7年間の経過措置期間が終了する平成26年8月末までに、市内全域の適正表示に向け、①屋外広告物制度の定着促進、②是正のための指導の強化と支援策の充実、③京都にふさわしい広告物の普及啓発を3本柱として、集中的に取り組みました。

その結果、平成26年9月の条例完全施行時には、8割を超える屋外広告物が条例の趣旨に沿った形で表示いただくことができました。

さらに、残る広告物についても、広告景観の向上を実感していただくため、景観支障の大きな屋外広告物からは是正指導に取り組みました。平成28年2月末時点では、適正表示率は約9割に達し、40,000件を超える屋外広告物が適正に表示されるようになりました。

これからも引き続き、景観支障の大きなものから優先的に、法的措置も視野に入れた是正指導に取り組み、京都にふさわしい広告景観の創出に向け取り組んでいきます。

図表 2-5-7 屋外広告物適正化事例

(適正化前)



(適正化後)



(4) 屋外広告物の助成制度

優良な屋外広告物に対する助成制度の推進

京都市では、都市景観の向上に寄与する優良なデザインの屋外広告物や、地域において洗練された統一感や良質な景観を演出できる商店街などの統一看板や共同看板の設置に対して、補助金を交付しています。

なお、平成26年度は9件の優良な屋外広告物に対し、補助金を交付しております。

図表 2-5-8 優良屋外広告物補助金交付事例

平成 26 年度実績



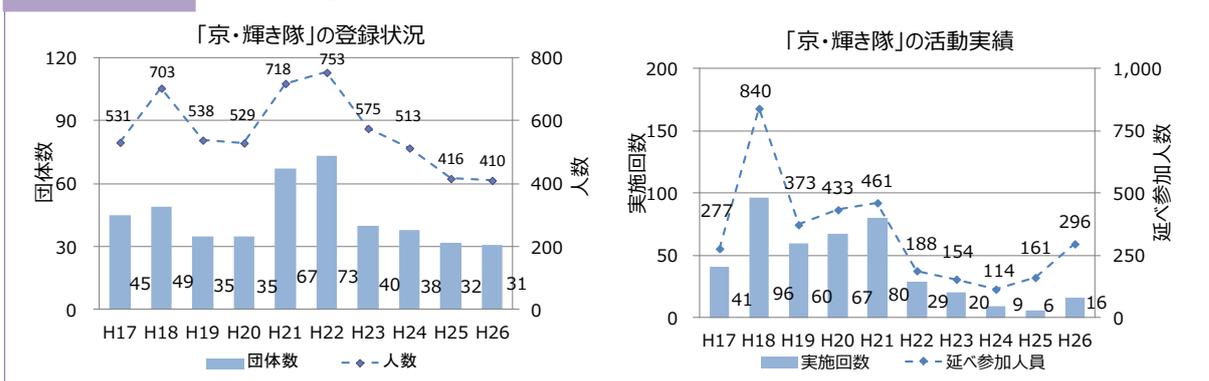
(5) 市民との協働による取組事例

京都の美しい景観を自らの手で守る、市民協働の取組の推進

美しい景観を形成し、守っていくためには、市民の皆様と協力し、共に取り組んでいくことが必要不可欠です。そこで京都市では、京都の美しい景観を自らの手で守っていただくための市民の皆様を「京（みやこ）・輝き隊」として認定しています。

「京・輝き隊」とは、路上の電柱等に取り付けられたはり紙や立て看板等の違反広告物を自らの手で除却していただくために、市長が持つ違反広告物の除却に関する法的権限を委任した市民共汗サポーターの名称です。この制度により、市民の皆様が違反広告物をなくす活動に御協力いただいています。平成27年3月末現在、410名の方々が「京・輝き隊」に登録されています。

図表 2-5-9 「京・輝き隊」の登録状況及び活動実績の推移



6. 「歴史的な町並みの保全・再生」

京都には、伝統的な建造物やそれらが一体となって形成する歴史的な町並みが数多く残っています。これらの町並みは、京都の伝統的な建築様式と生活文化を今に伝えています。

そこで、京都市では、歴史的な町並みや特色ある市街地景観が形成されている地域については、地区を指定し、それぞれの地区ごとに景観特性を守り、活かすための詳細な計画等を定めることで、町並み全体の保全・再生を図っています。また、これらの地区の建造物の修理・修景工事に必要な費用の一部を助成し、町並みの保全・再生に努めています。

さらに、景観形成上重要な建造物については、景観重要建造物などに指定し、その外観の修理・修景工事に必要な費用の一部を助成することで、以後の景観形成の核となるよう保全・再生を図っています。

また、市域に数多く残る京町家を取り巻く状況を把握し、その保全・再生・活用に係る更なる施策や取組の立案・推進に努めています。

(1) 地区指定による歴史的な町並み景観の保全・再生の取組状況

ア 地区指定の状況

指定地区ごとの計画・基準に基づいた修理・修景の推進

図表 2-6-1 地区指定の状況

現行制度	年 度											
	S47	S49	S51	S53	S60	S63	H8	H11	H13	H17	H27	
伝統的 建造物群 保存地区	産寧坂特別 保全修景地区		産寧坂伝統的建造物群保存地区									
	産寧坂特別 保全修景地区		祇園新橋伝統的建造物群保存地区									
	産寧坂特別 保全修景地区		祇園新橋特別保全修景地区									
	産寧坂特別 保全修景地区		嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区									
	産寧坂特別 保全修景地区		上賀茂伝統的建造物群保存地区									
歴史的 景観保全 修景地区	三條通 歴史的界わい景観地区		祇園元吉 歴史的景観保全修景地区		祇園元吉 歴史的景観保全修景地区		祇園縄手・新門前 歴史的景観保全修景地区		祇園町南 歴史的景観保全修景地区			
	三條通 歴史的界わい景観地区		上賀茂 歴史的界わい景観地区		上京小川 歴史的景観保全修景地区		上京小川 歴史的景観保全修景地区					
	三條通 歴史的界わい景観地区		上賀茂 歴史的界わい景観地区		三條通界わい景観整備地区		三條通界わい景観整備地区					
	三條通 歴史的界わい景観地区		上賀茂 歴史的界わい景観地区		伏見南浜界わい景観整備地区		伏見南浜界わい景観整備地区					
界わい 景観 整備地区	三條通 歴史的界わい景観地区		上賀茂 歴史的界わい景観地区		千両ヶ辻 界わい景観整備地区		千両ヶ辻 界わい景観整備地区					
	三條通 歴史的界わい景観地区		上賀茂 歴史的界わい景観地区		上京北野 界わい景観整備地区		上京北野 界わい景観整備地区					
	三條通 歴史的界わい景観地区		上賀茂 歴史的界わい景観地区		西京椋原 界わい景観整備地区		西京椋原 界わい景観整備地区					
	三條通 歴史的界わい景観地区		上賀茂 歴史的界わい景観地区		本願寺・東寺 界わい景観整備地区		本願寺・東寺 界わい景観整備地区					
	三條通 歴史的界わい景観地区		上賀茂 歴史的界わい景観地区		先斗町 界わい景観整備地区		先斗町 界わい景観整備地区					

京都市では、歴史的な町並み景観を保全・再生するため、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区（4地区を指定）、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区（3地区を指定）及び界わい景観整備地区（8地区を指定）の制度を活用し、指定地区ごとに策定した計画や基準に基づいた修理・修景を求めています。

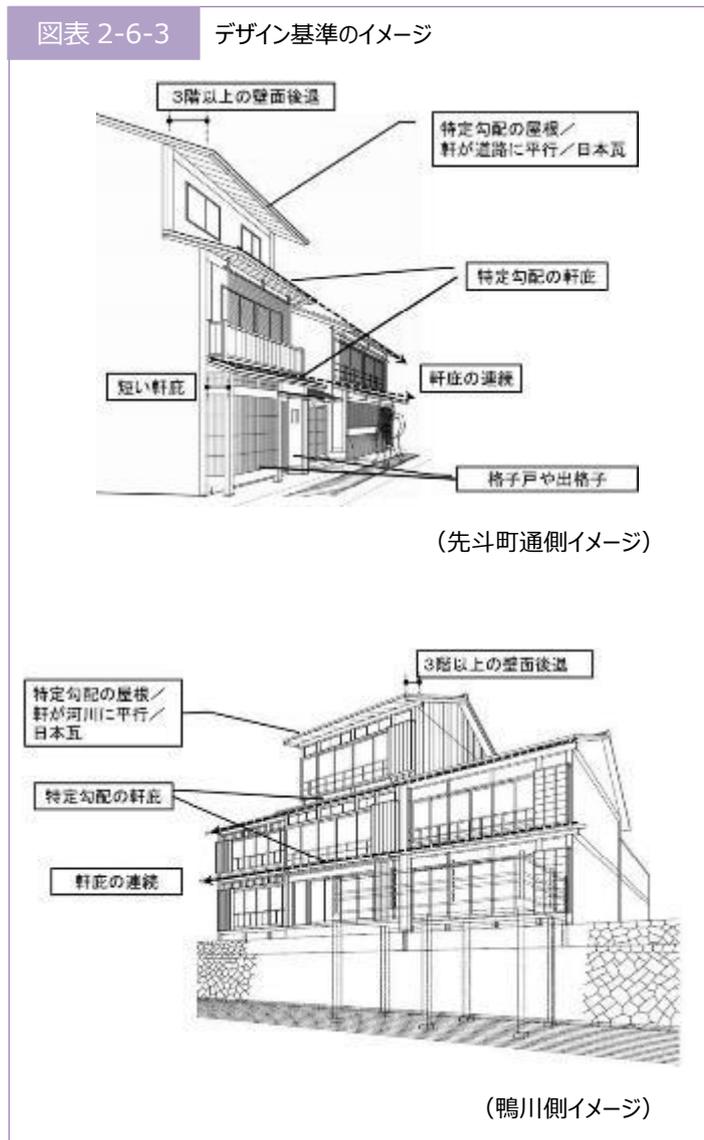
イ 界わい景観整備地区の指定

京都市では、平成27年4月1日に先斗町地域を「界わい景観整備地区」に新たに指定しました。先斗町地域は新景観政策実施後では初めての指定であり、この指定によって「界わい景観整備地区」は合計8地区となりました。

先斗町地域の「界わい景観整備地区」への指定にあたり、地域特性に応じたきめ細かなデザイン規制を新たに実施します。

このデザイン基準を分かりやすく示す手引書として、先斗町まちづくり協議会と協働で「先斗町デザイン集「このまちのしつらえ」」を平成27年4月に発行しました。

※本市HP (<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000180652.html>) から閲覧可能です。



ウ 指定地区内の町並みの様子

歴史的な町並みの保全・再生状況を継続的にチェック

各指定地区内の歴史的な町並み景観の保全・再生状況について、それぞれの地区内の町並みを定点観測することにより把握していきます。

図表 2-6-4 各指定地区内の保全・再生の状況

■ 伝統的建造物群保存地区

嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区

(平成 11 年)



(平成 27 年 10 月)



上賀茂伝統的建造物群保存地区

(平成 13 年)



(平成 27 年 10 月)



■ 歴史的景観保全修景地区

祇園町南歴史的景観保全修景地区

(平成 11 年)



(平成 27 年 10 月)



■ 界わい景観整備地区

三条通界わい景観整備地区

(平成 10 年)



(平成 27 年 10 月)

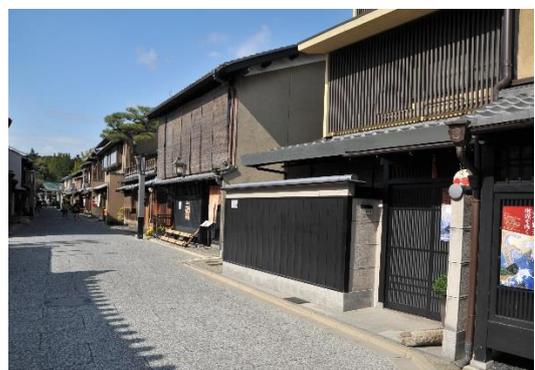


上京北野界わい景観整備地区

(平成 13 年)



(平成 27 年 10 月)



西京檉原界わい景観整備地区

(平成 13 年)



(平成 27 年 11 月)



先斗町界わい景観整備地区

(平成 23 年 7 月)



(平成 24 年 8 月)

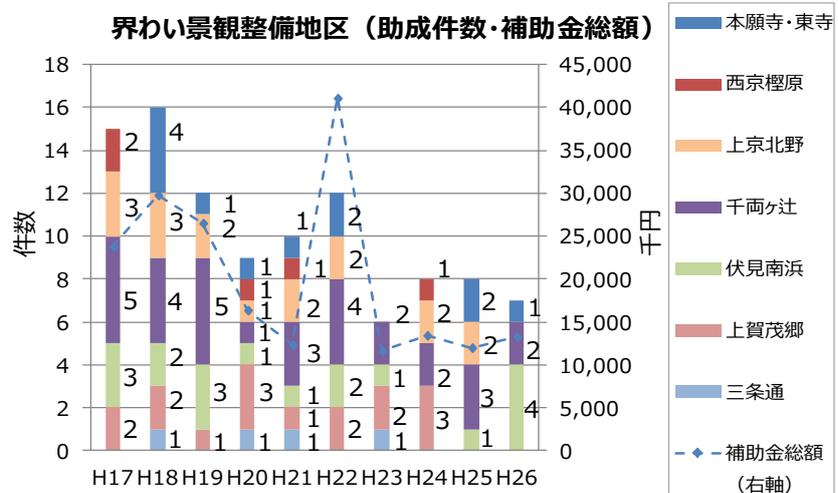
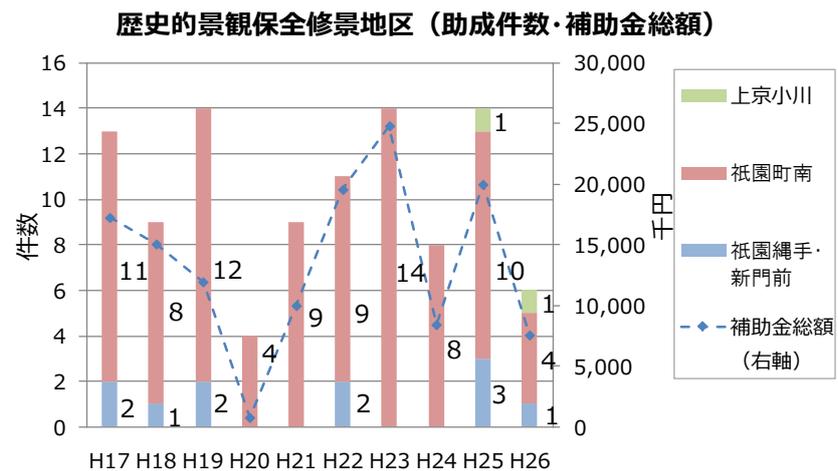
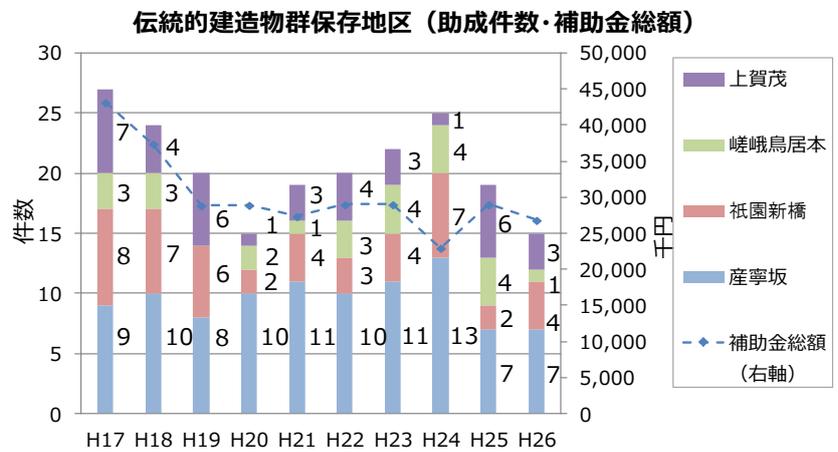


Ⅰ 助成制度の活用状況

歴史的な町並み景観の保全に寄与する修理・修景に対して積極的に助成

指定地区内の歴史的な町並み景観の保全に必要な外観に係る修理・修景に対して、その費用の一部を補助しています。補助金額の上限は、地区や対象物件により異なりますが、例えば伝統的建造物群保存地区の「伝統的建造物」については、600万円を上限に、外観の修理・修景に必要な費用の4/5以下を補助しています。

図表 2-6-5 各指定地区内における修理・修景に対する助成件数・補助金総額の推移



オ 助成制度の活用による修理・修景の事例

図表 2-6-6 助成制度の活用による修理・修景の事例

産寧坂伝統的建造物群保存地区の事例



(修理前)

・老朽化した門及び柴垣を修理しました。



(修理後)

上京小川歴史的景観保全修景地区の事例



(修景前)

・塀を修景しました。



(修景後)

伏見南浜界わい景観整備地区の事例



(修景前)

・地区の景観特性に合った修景を行いました。



(修景後)

本願寺・東寺界わい景観整備地区の事例



(修景前)

・地区の景観特性に合った修景を行いました。



(修景後)

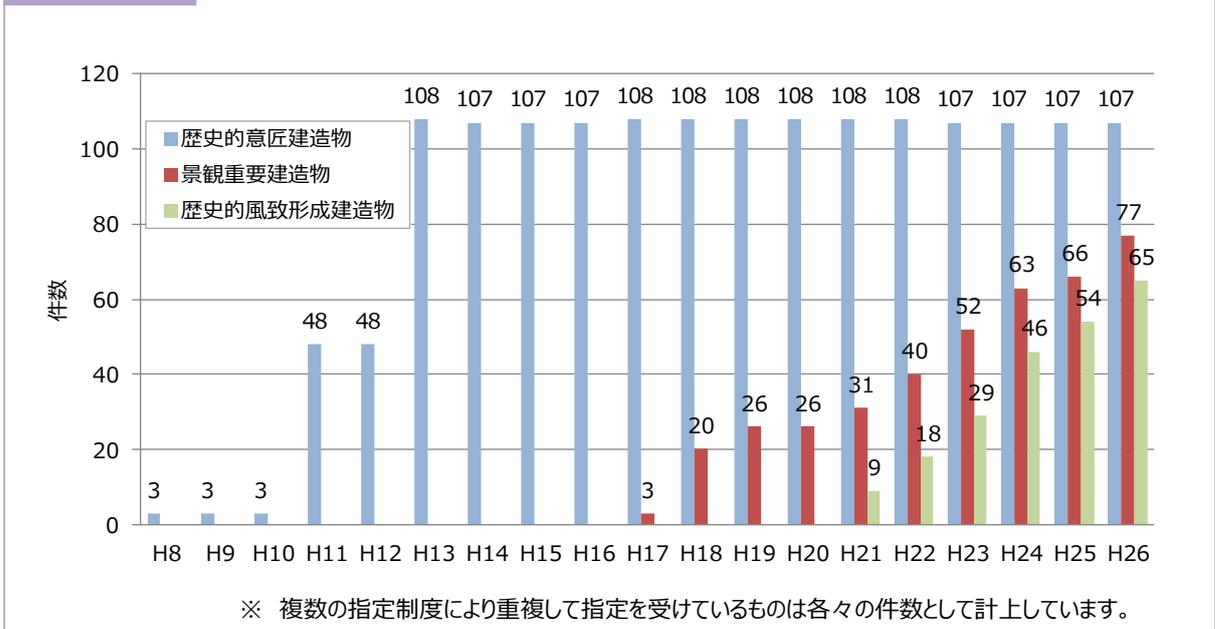
(2) 建造物単体指定による歴史的町並み景観の保全・再生の取組状況

ア 建造物単体の指定状況

地域景観を形成するうえで重要な要素となる歴史的な建造物を着実に指定

平成26年度までの建造物単体の指定件数は、歴史的風致形成建造物は65件、景観重要建造物は77件、歴史的意匠建造物は107件となっています。

図表 2-6-7 建造物単体の指定件数の推移(累積)



京都市では、様々な制度を活用しながら、地域の景観形成上重要な歴史的な建造物などを指定して、これらの建造物を核とした景観の保全・再生に取り組んでいます。

平成26年度からは、京町家等に加え、新たに寺社や近代建築物等について、景観重要建造物等への指定を実施しています。

図表 2-6-8 制度の特徴

	制度の特徴
景観重要建造物 (景観法)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然、歴史、文化等から見て、景観上特徴的な外観を有する建造物のうち、良好な景観の形成に重要な建造物を指定 ・対象区域は景観計画区域
歴史的風致形成建造物 (歴史まちづくり法)	<ul style="list-style-type: none"> ・京都固有の歴史や伝統を反映した人々の活動や営みを今も伝える町並みを形成する歴史的な建造物のうち、その町並みの維持・向上に重要な建造物を指定 ・対象区域は歴史的風致維持向上計画における重点区域
歴史的意匠建造物 (京都市市街地景観整備条例)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な意匠を有し、地域の景観のシンボリックな役割を果たしている建造物を指定

イ 指定建造物の事例

図表 2-6-9 指定建造物の事例

鮎鶴

【歴史的風致形成建造物（平成 26 年度指定）】



御霊神社(上御霊神社)

【景観重要建造物（平成 26 年度指定）】
【歴史的風致形成建造物（平成 26 年度指定）】



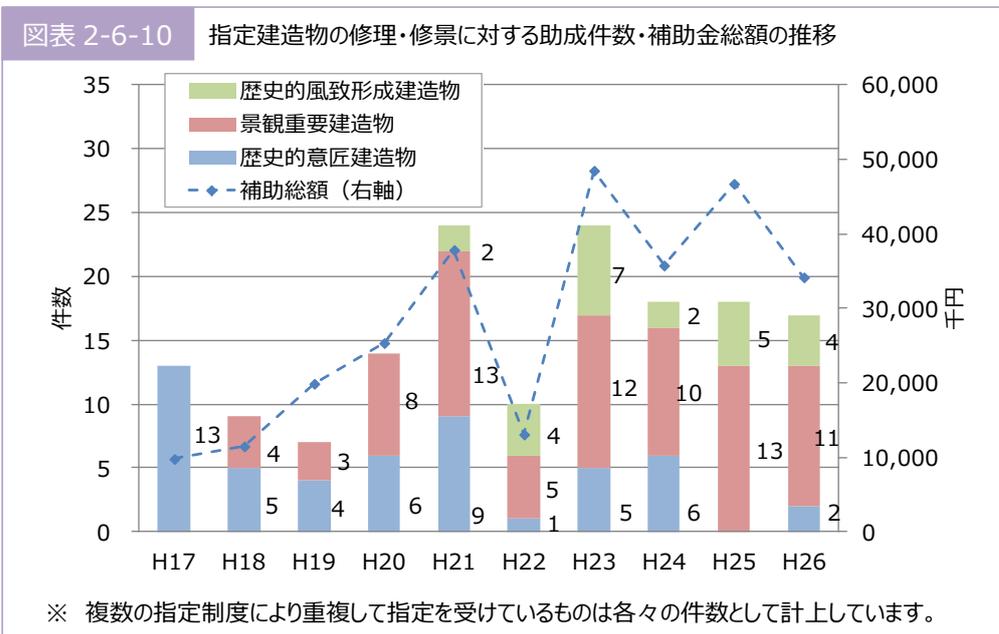
壽ビルディング

【景観重要建造物（平成 26 年度指定）】
【歴史的風致形成建造物（平成 26 年度指定）】



ウ 助成制度の活用状況

指定建造物の歴史的な様式を保全するための修理・修景に対して積極的に助成



指定された建造物については、その所有者に対して建造物の保全措置等に関する制約や負担が生じることから、その建造物の歴史的な様式を保全するために必要な外観に係る修理・修景に対して、その費用の一部を補助しています。

補助金の上限額や補助対象は、制度ごとに以下のとおりとなっています。平成26年度には、景観重要建造物の修理・修景工事に対する補助金上限額を600万円から1,000万円に増額しています。

図表 2-6-11 補助金の内訳

	補助率	補助金 上限額	対象範囲
景観重要建造物	修理・修景費用の 2/3 以下	1000 万円	外観の修理・修景及び外観の保持に必要な構造補強等
歴史的風致形成建造物	修理・修景費用の 1/2 以下	300 万円	
歴史的意匠建造物	修理・修景費用の 1/2 以下	400 万円	外観のうち、道路その他の公共の場所から見える部分の修理・修景

Ⅱ 助成制度の活用による修理・修景の事例

図表 2-6-12 助成制度の活用による修理・修景の事例

景観重要建造物 創庵

(修理前)



(修理後)



・屋根及び外壁を修理しました。

歴史的風致形成建造物 北尾邸

(修理前)



(修理後)



・屋根を葺き替えました。

7. 公共施設に関する様々な取組

(1) 近年の公共建築物の建築デザイン

デザイン基準を活かした公共建築物による良好な町並み景観，地域の個性の形成

京都市では、「京都市公共建築デザイン指針（平成12年3月策定）」において公共建築の役割の一つとして、「次世代に向けての『模範』としての役割」を位置付けており，模範的・先導的に良好な町並み景観や地域の個性を形成することを目指しています。

図表 2-7-1 デザイン基準を活かした公共建築物の事例（平成26年度竣工）

京都動物愛護センター（動物愛ランド・京都）



外観デザインのポイント

本施設は，上烏羽公園の一部に府市協働で新設した動物保護施設である。人と動物との共生社会の実現に寄与し，譲渡後の新たな飼い主との生活がイメージできるよう「森の中にある，犬と猫たちの家」をコンセプトに平家建てとし，公園との一体感を感じられるよう既存樹木をなるべく残し配置にも考慮した。

景観地区には該当していないが，公園の自然環境と調和するよう分節した屋根が連なる構成とし，屋根や外壁の色彩も落ち着いたものとした。

木造の事務所棟は，外壁仕上に木材保護塗装を施したみやこ杉木を使用し，あたたかみを感じさせる外観とした。

京都市立開晴小学校及び開晴中学校六原学舎



外観デザインのポイント

伝統ある町並みが多く残る東山区内に位置することを踏まえ，産寧坂付近からの眺望景観にも配慮し，瓦葺きの入母屋の大屋根を有する落ち着いた風格のある和風デザインとした。また，腰壁の羽目板，細い棧のある窓，白壁など，昔の学校建築に見られた意匠要素を取り入れた。

近隣社寺や町家との景観調和を考慮し，庇による水平分節により町並みのスケールや周辺との調和を図った。東側道路沿いはジュラク調の塀とし，隣接する寺院と景観上の一体化を図った。

鈴塚市営住宅



外観デザインのポイント

本施設は，団地再生計画に基づき整備された市営住宅である。敷地内での安全確保のため，歩車分離を図り，見通しのよい住棟配置とした。

外観は，同団地内の既存棟のデザインを継承し，縦のラインと色彩による分節を施し，一団地としての統一感を持たせるようにした。

太陽光発電パネルは，屋根仕上材一体型のものを採用し，目立たないよう配慮した。

(2) 無電柱化の推進

歴史的な町並みなどでの無電柱化を着実に推進

京都市では、景観の保全・再生を推進する主要な地域や幹線道路において、無電柱化を行っています。平成26年度までに、約6.1キロメートルの整備が完了しました。

図表 2-7-2 無電柱化事業の事例

松原通 (工事：平成22年度～平成23年度 電柱撤去：平成24年度)

(整備前)



(整備後)



上七軒 (工事：平成22年度～平成23年度 電柱撤去：平成24年度)

(整備前)



(整備後)



河原町通 (工事：平成23年度～平成24年度 電柱撤去：平成27年度)

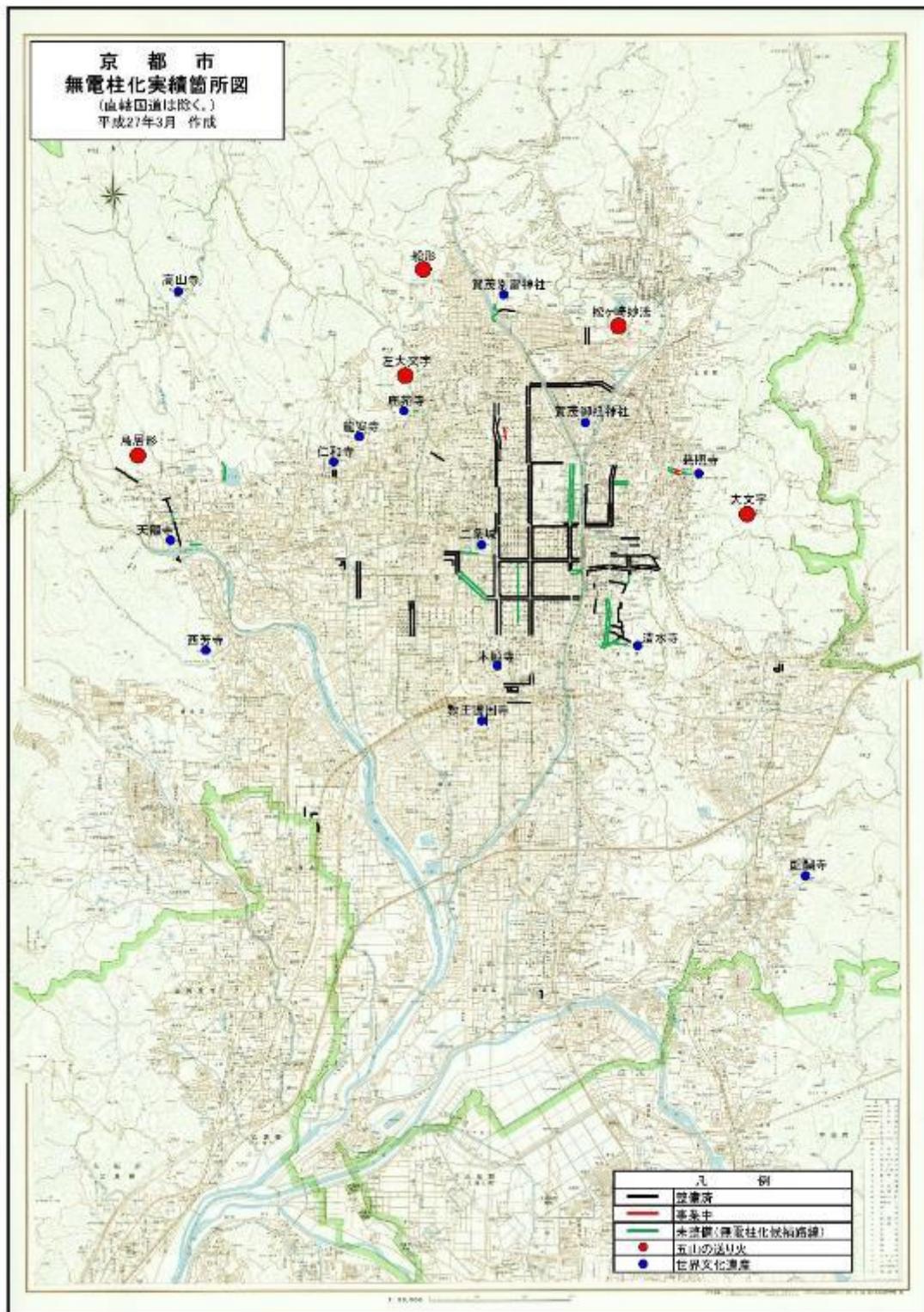
(整備前)



(整備後)



図表 2-7-3 無電柱化実績箇所図（平成27年3月）



※平成25年度整備完了箇所：3箇所（松原通，愛宕街道，渡月橋南（抜柱時期は未定））

※平成26年度整備完了箇所：0箇所

※完了＝抜柱済みではありません

8. 景観政策の推進に向けた様々な取組

(1) 「地域景観づくり講座」の開講

平成23年度から京都市内にお住まいの方で地域の景観づくりに取り組んでいる方、又は取り組もうとしている方を対象に、景観についての基礎知識や、景観を見たり考えたりするポイントなどを体験的に学ぶことができる講座を開設しました。地域の中心となって景観づくりに取り組む方の育成を目指しています。

図表 2-8-1 平成 26 年度 地域景観づくり講座

日程	内容
第1回 10/8 (木) 19:00~21:00	『景観づくりのススメ』
第2回 10/17 (土) 13:30~17:00	『眺めてみよう！まちの良いところ。悪いところ。』 (街歩き及びワークショップ)
第3回 10/22 (木) 19:00~21:00	『気付きのプロセス・きっかけづくりを体験する』
第4回 11/5 (木) 19:00~21:00	『How to 景観づくり』
第5回 11/19 (木) 19:00~21:00	『京都市の景観政策』
第6回 12/3 (木) 19:00~21:00	『景観づくりの第1歩！踏み出すためのQ&A』



平成 26 年度 第 2 回まち歩き及びワークショップ

○ 地域景観づくり講座の実施状況

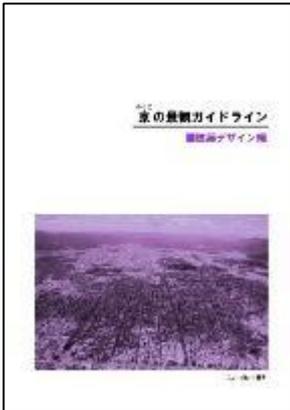
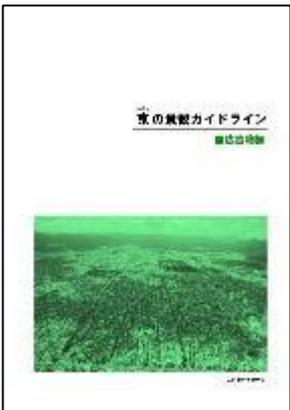
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受講者数	14名	24名	28名	30名
修了者数※	10名	17名	13名	19名

※全6回の講座の内、5回以上受講いただいた方には修了証をお渡ししています。

(2) 「京の景観ガイドライン」

「京の景観ガイドライン」は、景観政策で実施している建築物や屋外広告物に関する規制等を分かりやすく示した手引書としてまとめたものです。内容は「建築物の高さ編」、「建築デザイン編」、「広告物編」で構成しており、それぞれのデザイン基準や手続について事例を交えて解説しています。

図表 2-8-2 「京の景観ガイドライン」

【建築物の高さ編】 (平成 25 年 3 月新規作成)	【建築デザイン編】 (平成 25 年 12 月改訂, 平成 21 年 3 月初版公開)	【広告物編】 (平成 27 年 4 月改訂, 平成 21 年 3 月初版公開)
		

※京の景観ガイドラインは本市HPからもダウンロードが可能です。

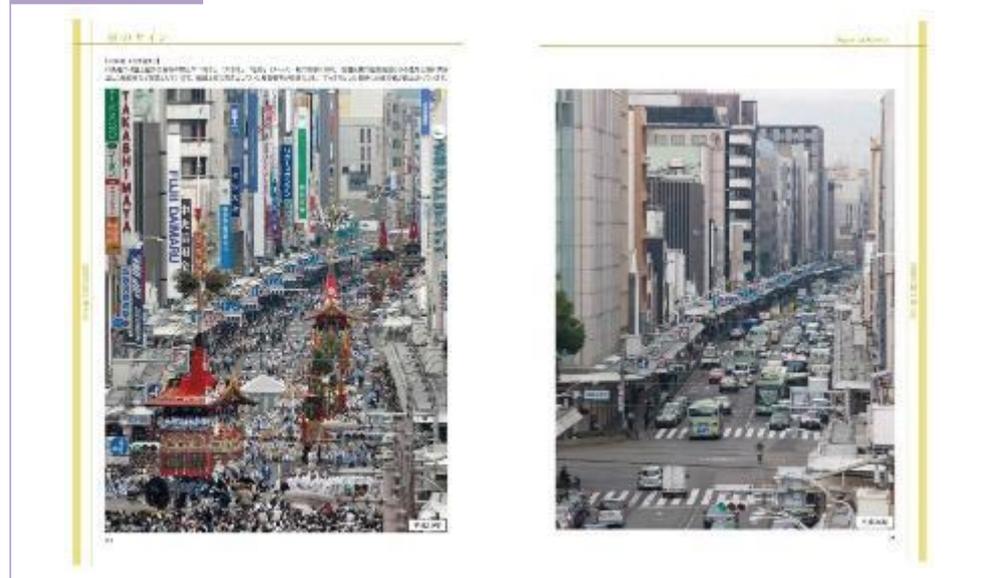
(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000146248.html>)

(3) 「京のサイン」の改訂

平成 24 年度からの抜本的な取組の強化の成果や全国に展開されている企業の京都仕様のサインなどの屋外広告物の代表事例を掲載したリーフレット「京のサイン」を平成 27 年 2 月に発行しました。

今回の発行は、平成 21 年 3 月に発行された京のサインを改訂したものです。

図表 2-8-3 「京のサイン」



(4) 「京都岡崎の文化的景観」

京都市では、六勝寺の造営や琵琶湖疏水の開削によって形成された岡崎地域の優れた風景を次の世代に継承することを目的として、文化的景観としての調査検討・保存計画策定事業を、平成22年度から26年度にかけて実施してきました。

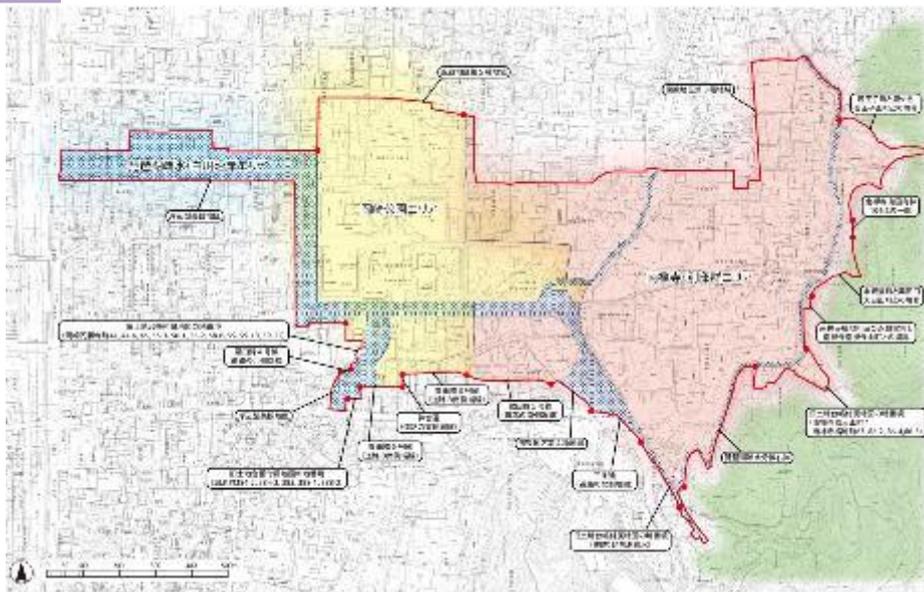
平成27年4月には、京都市景観計画を変更し、「文化的景観の継承に関する基本的な方針」を定めました。

こうした成果に基づき、平成27年10月に「京都岡崎の文化的景観」が国の文化財「重要文化的景観」に新たに選定されました。これは、京都市内では選定第1号です。

文化的景観とは、人々の生活、生業や風土によって形成され、その生活や生業を理解するうえで欠かせない景観地のことです。文化的景観のうち特に重要なものは、文化財保護法により「重要文化的景観」として選定されます。

重要文化的景観の選定エリアの中で「重要な構成要素」に特定された物件については、現状の変更などを行う場合に、文化庁長官に届け出なければなりません。また、文化的景観の保存活用のために行われる調査事業、保存計画策定事業、整備事業、普及・啓発事業等のさまざまな事業に対しては、国からのその経費の補助を受けることができます。

図表 2-8-4 京都岡崎の文化的景観の範囲



図表 2-8-5 琵琶湖疏水



図表 2-8-6 南禅寺別邸群



(5) 伝統的建造物の利活用事業について

「祇園新橋伝統的建造物群保存地区」において、平成25年に篤志家から市に寄贈された伝統的建造物を利活用した店舗として、株式会社スマイルズが現代のセレクトリサイクルショップ「PASS THE BATON KYOTO GION (パスザバトン京都祇園店)」を平成27年8月にオープンしました。

利活用にあたっては、当該地域の特性や本件建造物の外観を活かし、「祇園新橋の町並みと風情を守る」、「祇園新橋の新たな魅力を創る」、「京都の文化を世界に発信する」をコンセプトとし、外部の有識者も交えて利活用の検討を重ね、施設整備を進めてきました。

※「祇園新橋伝統的建造物群保存地区」は、白川の清らかな流れや桜並木、石畳とともに整然と立ち並ぶお茶屋の町を色濃く残した「重要伝統的建造物群保存地区」として国の選定を受けています。

図表 2-8-7 祇園新橋伝統的建造物を利活用した店舗



(6) 歴史的景観の保全に関する検証事業

近年、京都市内で歴史的景観を構成する寺社やその周辺において、景観に影響を与えかねない事例が発生しており、これに対して良好な景観の保全を目的に、平成26年度から歴史的景観の保全に関する検証事業を実施しています。

平成26年度は、下記の調査・検討を実施しました。

① 京都の景観において重要な要素とその周辺の総点検

世界遺産をはじめとした寺社及びその周辺など61エリアの現地調査を行いました。

② 景観重要建造物等への指定候補リストを作成

寺社及び近代建築物958件について現地調査を行い、景観重要建造物等への指定候補リストを作成しました。

③ 「京都市歴史的景観の保全に関する検討会」の開催

有識者による検討会を開催し、景観上の課題抽出に必要な意見収集及び検討を行いました。

